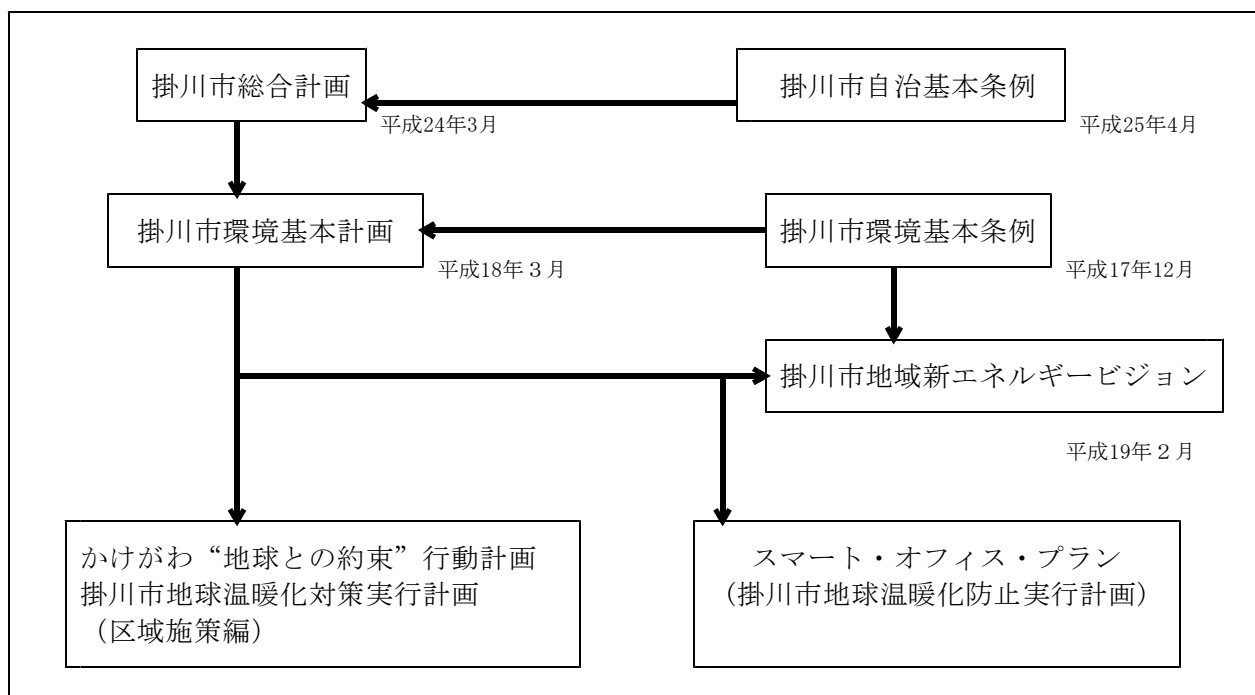


第1章 環境施策の概要

1 条例・計画



(1) 環境基本条例（施行日：平成18年1月1日）

ア 目的

環境基本法の基本理念にのっとり、掛川の豊かな環境を守ると共に、等しく市民全員が環境の恵みを受け、次世代に引き継いでいくことを目指し、掛川市の環境保全の基本的な方向性等を位置づけることを目的としています。

イ 概要

(ア) 条例の性格

掛川市の環境問題に対する基本理念や市民及び事業者の責務、市の施策を明らかにし、環境に関する施策を総合的かつ積極的に推進するための枠組みを示した条例です。

騒音や悪臭などから快適な住環境を確保するための「良好な生活環境の確保に関する条例」や廃棄物の処理を定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」など、個々の目的を持つ条例の上位に位置づけられた最も基本となるものです。

(イ) 内容

・ 5つの基本理念

- ① 将来にわたって豊かな環境の恵沢を享受
- ② 地球的視野から持続的発展が可能な社会の構築
- ③ すべての者が自らの問題として積極的に推進
- ④ 自然と人との共生及び生物多様性の保全
- ⑤ 健康で文化的な生活を享受

- ・各主体の責務
 - ① 市の責務
 - 「総合的な施策の策定と実施」、「市が実施する事業に伴う環境への負荷の低減」
 - 「環境配慮事業の積極的な取り組み」
 - ② 市民の責務
 - 日常生活における環境負荷の低減と循環型社会の構築、自然環境の保全と再生
 - 自らの積極的な取り組みと市の環境に関する施策への協力
 - ③ 事業者の責務
 - 事業活動に伴う公害防止と環境負荷の低減、循環型社会の構築、自然環境保全と再生
 - 事業活動に伴う関係者に対する協力措置の実施
 - 自らの積極的な取り組みと市の環境に関する施策への協力
- ・5つの基本方針
 - ①地球温暖化防止の推進 ②循環型社会の構築 ③自然環境の保全
 - ④良質な生活環境の確保 ⑤地域環境力の向上と環境学習の推進
- ・その他
 - ①環境基本計画の策定 ②開発行為等への環境配慮の助言と必要な措置
 - ③環境調査による環境状況把握 ④環境施策を審議する掛川市環境審議会の設置

(2) 掛川市良好な生活環境の確保に関する条例（施行日：平成18年4月1日）

ア 目的

生活環境の保全に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、生活環境の保全その他必要な事項を定めることにより、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な生活環境を確保することを目的としています。

イ 概要

良好な生活環境を確保するための7つの項目

(ア) 清潔の保持

- ①公共の場所の清潔の保持 ②土地建物等の清潔保持 ③容器等の散乱防止
- ④ビラ等の散乱防止

(イ) 空き地の管理

雑草の繁茂害虫の発生等、周辺的生活環境を阻害しないための適正な管理

(ウ) 静穏の保持

特定建設作業に関する情報の周辺住民への周知

(エ) 自動車等による生活環境への負荷の軽減

- ①自動車等の適正な整備と使用 ②交通公害に関する要請

(オ) 悪臭の防止

- ①事業活動等による悪臭排出の制限 ②焼却時の生活環境への配慮

(カ) 水質汚濁の防止

- ①事業所等の公共用水域の汚濁防止 ②生活排水による水質汚濁の防止

(キ) 動物の適正な飼養

- ①動物の飼養者等の責務 ②犬、猫の飼養におけるマナーの遵守

(3) 掛川市自然環境の保全に関する条例（施行日：平成18年7月4日、一部は平成19年1月1日から）

ア 条例の背景

自然保護意識の高まりとともに、各地で開発における希少野生動植物への影響が問題視され、事業実施において、希少野生動植物などへの配慮が必要な状況となっています。

現在、掛川市希少動植物等保護要綱の運用により、希少野生動植物の生息・生育エリア内での開発について、円滑な事業実施及び希少野生動植物の保護の観点から、出来る範囲内での配慮をお願いしています。この要綱を条例化することにより、自然環境の保全についての市の姿勢を明確にし、市民・事業者の希少野生動植物の保護への意識をより高め、開発と希少野生動植物の保護の両立を図ります。

イ 条例の目的

野生動植物の保護その他必要な事項を定めることにより、自然環境の適正な保全を総合的に推進すること等を目的としています。

ウ 条例の内容

(ア) 希少野生動植物の保護

① 指定希少野生動植物種の指定（第6条関係）

掛川市に生息・生育する特に保護が必要な希少野生動植物を「指定希少野生動植物種」として指定します。

② 指定希少野生動植物の捕獲等の禁止（第7条関係）

指定希少野生動植物種の捕獲等（捕獲、採取、殺傷又は損傷）は原則禁止されます。

③ 保護地区の指定・保護地区内の行為の事前届出制（第8条～第11条関係）

指定希少野生動植物種の生息・生育が確認されている区域及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域を保護地区として指定します。

保護地区内での開発行為を事前届出制とします（軽微なもの等を除く）。

市は、届け出られた行為について、影響緩和手法を用いて必要な措置等を指導・助言します。

④ 雑則（第21条関係）

捕獲等の禁止に違反した場合及び事前の届出・変更の届出をしなかった場合、又は虚偽の届出をした場合、氏名及び事实现為を公表することができます。

(イ) 移入種の放逐等の禁止（第12条関係）

何人も、移入種の内、市内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある種の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくことが禁止されます。

(ウ) 自然環境保全活動推進員（第13条関係）

自然環境の保全に関する知識の普及及び活動を推進するため、自然環境保全活動推進員を設置します。

(エ) 自然環境保全審議会（第14条～第19条関係）

審議会は、指定希少野生動植物種・保護地区の指定、その他自然と人との共生や生物多様性の確保に関する事項を調査審議します。

審議会は、市民・環境関係団体の代表者・学識経験を有する者から10人以内で組織します。

(オ) 調査（第20条関係）

市長は、野生動植物の状況、野生動植物と人との共生のあり方等を調査します。

(4) 掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（施行日：平成17年4月1日）

ア 目的

廃棄物の適正な処理を確保し、併せて廃棄物の発生の抑制、再利用の推進その他の減量に係る施策を推進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

イ 概要

(ア) 一般廃棄物処理計画（第3条関係）

一般廃棄物の処理に関する基本計画及び毎年度の実施計画を定める。

(イ) 市民の責務（第4条関係）

① 廃棄物の発生及び排出を抑制し、不用品の再使用、再生品の使用等による廃棄物の減量を図り、廃棄物を分別して排出するとともに、廃棄物の適正な処理の確保に関し、市の施策に協力します。

(ウ) 事業者の責務（第5条関係）

① 事業活動に伴って生じた廃棄物について、自らの責任において適正に処理します。
② 廃棄物の発生及び排出を抑制し、不用品の再使用、再生品の使用等による廃棄物の減量を図り、廃棄物を分別して排出するとともに、廃棄物の適正な処理の確保に関し、市の施策に協力します。

(エ) 市の責務（第6条関係）

① この条例の目的を達成するため、廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施します。
② 市民及び事業者に対し、廃棄物の発生及び排出の抑制、不用品の再使用、再生品の使用等による廃棄物の減量、廃棄物の分別排出その他廃棄物の適正な処理の確保に関する意識の啓発及び情報の提供に努めます。
③ 廃棄物の減量を目的とする市民及び事業者の自主的な活動の促進を図ります。

(5) 掛川市環境基金条例（施行日：平成20年4月1日）

ア 目的

企業の地球温暖化対策等の環境配慮活動として、廃棄物である古紙等の資源リサイクルを進めながら、新エネルギーの普及、環境学習や省資源・省エネルギーの推進を目的に、企業から古紙、ペットボトル等の資源物の提供を環境団体が受けて、その売上金を市の環境基金に積み立てて、環境団体や公共団体が行う太陽光発電施設等の設置に対し補助として活用を進めます。

イ 概要

市内協賛企業と、「古紙提供に関する協定」を、企業、掛川市エコ・ネットワーク、掛川市で締結し、提供された古紙等をエコ・ネットワークが回収、売却する。売上金を全額、掛川市環境基金に積み立てします。

環境基金は、環境活動に資することを目的として、公共公益施設への太陽光発電施設等の自然エネルギー施設の設置及び環境教育の普及促進にかかる事業を推進するための資金とします。

(6) 風力発電施設設置ガイドライン（制定・運用開始日：平成18年5月17日）

ア 目的

民間事業者による風力発電施設設置にあたっては、建設が容易な場所に設置をすることで虫食い状態などの乱開発が懸念され、効率的な配置、自然環境の保全、景観等から、住民・他の風力発電事業者等との関係で、問題が生じる可能性があります。

そのため、設置する事業者が自主的に配慮すべき事項を定め、掛川市環境基本計画に基づく風力エネルギーの利用の拡大に繋げることを目的としています。

イ 概要

(ア) 対象

発電規模100kW以上の風力発電施設及び送電線等の付帯設備の新設、増設又は大規模な改修

(イ) 内容

① 設置における条件

騒音、電波障害、動植物、既設の風力発電施設との調整、近隣住民等の合意、市との協議

② 事前調査

騒音、電波障害、動植物、既設の風力発電施設への影響、設置工事作業による影響、主たる眺望地点からの景観

③ 事前説明

計画・②の内容等の、近隣住民・周辺地権者・地元自治会・関係公的機関等への説明

④ 市との協議

土地利用対策委員会において市の意見を調整し、事業者と協議する

⑤ 設置後の調査

事前調査にて影響が予測された項目についての設置後確認調査

⑥ 維持管理及び障害発生時の対応

破損・事故等の未然防止及び設置後の障害発生時の原因調査等の対応



(7) 掛川市地域新エネルギービジョン

ア 事業の概要

(ア) 掛川市は、全国でも有数の日射量があり太陽光や太陽熱の活用や海岸部での民間企業による風力発電施設設置計画があるなど、新エネルギー利活用の可能性が高い地域です。

このため「掛川市環境基本計画」では、再生可能なエネルギーを活用した循環型社会の構築について、「新エネルギーの利用推進」を地球温暖化防止推進の施策の柱としており、これまでも太陽光発電設備設置補助や新エネフォーラムを実施するなど、新エネルギーの普及に努めてきました。

新エネルギー導入の効果的・総合的な推進を図るべく、基礎データを収集し、モデルプロジェクトの検討を行うこととしました。

イ ビジョンの内容

(ア) 市域のエネルギー使用量(需要量)の把握(数字は 年時点のものです)

① 電気、ガス、油類について、産業・民生(家庭用・業務用)・運輸でまとめ比較。

② 掛川市のエネルギー需要量は、原油換算で年間で356,060k1。

ドラム缶で約178万本分。静岡県全体の約3%。

③ 需要量が最も多い部門は、産業部門で年間約174,178k1(全体の50%)

化学工業や電気機械器具製造業などのエネルギー消費の多い工場が立地しているため。

運輸：26% 民生(業務用)：13% 民生(家庭用)：11%

④ 産業部門の電気・重油及び運輸部門のガソリン・軽油における削減対策が必要。

(イ) 市域に潜在するエネルギー量(賦存量)の把握

① 市域の新エネルギーの賦存量を太陽・風力エネルギー等の種別ごとに算出。

② 賦存量(期待可採量)の合計値は、原油換算量で65,320k1で、ドラム缶約32万本。市内の全エネルギー需要量の約18%に相当。

③ 電力利用とすると283,900MWhで、市内の電力消費量の22%に相当。

この電力は、約51,000世帯(掛川市世帯数が約36,000世帯)の電力使用量に相当。

④ 賦存量として最も多いのは、バイオマス資源であり、全賦存量の23.5%を占める。

農業の盛んな地域であることを反映し、豊富な賦存量となっている。

(ウ) 新エネ導入の基本方針の策定

① エネルギーと環境の状況から「掛川市の特徴」に基づいて基本方針を策定。

・自然・社会環境の特徴

恵まれた自然環境、企業活動が活性化、人口・世帯数の増加、多彩な農産物、

自動車保有台数の増加

・エネルギー消費の特徴

産業部門のエネルギー消費が顕著で電力消費が大きい、運輸部門での消費量が多い

・新エネ賦存量の特徴

太陽と風力エネルギーが大きい、バイオマス特に農業廃棄物エネルギーが多い、

クリーンエネルギー自動車による削減効果が大きい

② まちづくりとの連携が不可欠なため、導入目標を総合計画と環境基本計画に基づき設定。

③ 基本方針

- ・みんなの力で新エネルギーの導入を推進します
- ・普及・啓発、環境教育により新エネルギーの導入を推進します
- ・エネルギー多消費分野へ新エネルギーの導入を推進します
- ・新エネルギーの公共施設への導入を推進します

④ 新エネルギー導入目標像

「新エネルギーが支える環境を守るまち かけがわ」

⑤ 新エネルギー導入目標値

原油換算15,108k1（平成19年度から28年度）

市全体のエネルギー需要量の約4％に相当。

(8) 環境基本計画

第2章に掲載

(9) 掛川市地球温暖化防止実行計画【スマート・オフィス・プラン】

第3章に掲載

(10) 掛川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【かけがわ“地球との約束”第2期行動計画】

第4章に掲載

2 組織・委員等

(1) 環境審議会

ア 目的

掛川市環境基本条例に基づき設置され、環境の保全と創造に関する基本的事項を調査審議することを目的とした、市の行う施策や環境基本計画の進行管理についての諮問機関です。

イ 設立：平成18年1月25日

ウ 構成

審議会は、下記各代表20名以内で組織し、市長が委嘱。

- ・市民代表：市内で個人的に環境保全に関わる活動をしている方
- ・事業者代表：商工業者と農業者を組織する団体、環境衛生団体、運輸関係団体等の代表
- ・環境関係団体代表：市内で環境保全等に積極的な活動を行っている団体の代表
- ・学識経験者：環境問題、自然保護等の専門家等

任期：2年間

(2) 自然環境保全審議会

ア 事業目的

自然環境の保全に関する条例（平成18年7月4日施行）に基づく組織で、指定希少野生動植物種・保護地区の指定等に関する事項について調査審議することを目的として設置されました。

イ 構成

名称：掛川市自然環境保全審議会

設立：平成18年10月5日

任期：2年間

構成：審議会は、10名以内で組織し、市長が委嘱する。

学識経験者及び自然環境の専門家

(3) 環境保全委員

ア 目的

ごみの分別指導を除いた全般的な環境保全について、自治区のリーダー的存在として活動し、身近な環境を守り育て、地球環境の保全に繋げていくことを目的としています。

イ 設立：平成13年4月（旧掛川市）

ウ 任期：1年間（市長が委嘱）

エ 構成 ・環境保全委員 自治会に1名

オ 職務

- ・環境保全委員：自治区内の環境保全活動のリーダーとして、行政と連携を図りながら環境保全に関する活動を推進します。

(4) クリーン推進員★

ア 目的

清潔で快適な生活環境を確保するため、市民のごみ減量・再資源化意識の普及高揚を図り、ごみ排出マナーの向上を目的として、市の環境美化施策についての啓発を推進します。

イ 設立：平成13年度（旧掛川市）

ウ 活動内容

- ・ごみの分別、減量化、再資源化、排出マナーに関する啓発・指導
- ・市が実施する研修会等への参加
- ・不法投棄等の連絡、情報提供

(5) 掛川市エコ・ネットワーク★

ア 目的

・市内における環境保全活動を行っている団体が、それぞれの活動計画の周知や共同での活動などについて調整を行うことにより、それぞれの活動を有機的に結びつけ、より一層環境保全への取り組みを深めていくことを目的としています。

イ 設立：平成13年4月（旧掛川市）

ウ 参加団体

- ・主に掛川市民で構成され、活動範囲が主に掛川市内である団体

エ 活動内容

- ・各団体の事業実施状況等の情報交換。
- ・エコネットチャレンジ。
- ・緑のエコカーテン事業の実施。
- ・かけがわエコ川柳の企画運営。
- ・市民を対象とした啓発イベントである「環境を考える市民の集い」の企画運営。

(6) ISO14001及びEA21認証取得事業所連絡会★

ア 目的

市内で環境マネジメントシステム(以下、EMSとする)に関する国際規格のISO14001又は、国内規格のEA21の認証を取得している事業所(自己適合宣言を含む)をもって構成され、会員相互が交流し、EMS運用状況の向上を図ることにより、環境問題に対応するとともに、経営改善に資することを目的とする。

イ 設立：平成19年7月4日

ウ 役員：会長1名、副会長1名を会員の互選により選出する(任期2年)。

エ 活動内容

- ・環境配慮活動の情報交換(年2回程度全体会議開催)及び情報収集に関すること。
- ・市の環境施策への協力に関すること。

(7) ごみ減量とリサイクル先進モデル事業所★

ア 目的

事業所のごみ分別、リサイクル化を推進することにより、ごみの減量及びリサイクル思想の普及向上を図るため、先進的な取組をしている事業所をモデル事業所として登録しています。

イ 設立：平成15年5月（旧掛川市）

ウ 事業概要

(7) 事業所から提出された登録申請書により取り組み内容の審査

〈事務所・工場関係〉

① 分別品目6品目以上

ごみの減量率及びリサイクル率は取り組み年度より向上していること。

② 生ごみの減量に取り組んでいて、取り組み年度より向上していること。

③ 再生品を実際に利用していること。

④ 再登録の場合は、上記①～③の内容を維持していると認められること。

〈小売業関係〉

① ごみ減量につながるシステムを構築していること。

② 分別品目6品目以上

リサイクル率は取り組み年度より向上していること。

③ 生ごみのリサイクル、又は、ごみの減量につながる取り組みをしていること。

④ 再生品を実際に利用していること。

⑤ マイバッグ運動に参加しており、実際に取り組んでいること。

⑥ 再登録の場合は、上記①～⑤の内容を維持していると認められること。

(4) 登録期間

登録証発行日から1年間

(5) 登録の更新

① 登録事業者は、登録終了の2週間前までに更新を提出し再審査を受ける。

② 審査内容は、事務所・工場関係の場合①～③、小売業関係の場合①～⑤とする。

(8) かけがわ美化推進ボランティア★

ア 目的

企業や団体、個人などのボランティアによる清掃活動により、景観美化の向上、ポイ捨て者への啓発、及びポイ捨てごみの発生抑制を目的としています。

イ 設立：平成16年8月1日（掛川区域）、平成17年4月1日（大東・大須賀区域）

ウ 活動内容

登録団体による美化活動

3 補助制度等

(1) 掛川市環境基本計画実践事業費補助金★

掛川市環境基本計画に基づき、地球温暖化防止や自然環境保護等の環境保全活動を実践する市民の団体や、地区での活動また市民への啓発活動を行う企業に対して補助を行い、環境保全活動を推進・支援することを目的としています。

ア 補助開始：平成13年度（旧掛川市）

イ 交付対象者：地区及び自治区や市民団体等

ウ 補助対象事業

環境基本計画の行動目標に基づいた、地球温暖化防止や自然環境保護等の環境保全活動を実践する上で行う事業

エ 補助金額 : 費用の2分の1以内で、50,000円を限度。

(2) 環境基金★

企業の地球温暖化対策等の環境配慮活動として、廃棄物である古紙等の資源リサイクルを進めながら、新エネルギーの普及、環境学習や省資源・省エネルギーの推進を目的に、企業から古紙、ペットボトル等の資源物の提供を環境団体が受けて、その売上金を市の環境基金に積み立てて、環境団体や公共団体が行う太陽光発電施設等の設置に対し補助として活用を進めます。

ア 概要

市内協賛企業と、「古紙提供に関する協定」を、企業、掛川市エコ・ネットワーク、掛川市で締結し、提供された古紙等の売上金をエコ・ネットワークを通じて全額、掛川市環境基金に積み立てします。積み立てた基金は環境活動に資することを目的として、公共施設への太陽光発電等の自然エネルギー施設設置、環境の保全に資する事業に活用するための資金とします。

(3) 清掃作業車両借り上げ料補助★

ア 目的

自治会が下水路の清掃作業等を実施するにあたり、有料で運搬車両を借り上げた場合について、補助金を交付し、地域の害虫駆除及び環境衛生の向上の促進を図ります。

イ 補助開始：平成10年度（旧掛川市）

(4) 資源化物回収活動奨励金・資源化物分別収集奨励金★

ア 目的

資源化物の再利用の促進、分別排出の徹底及びごみの減量化を図るとともに、地域の環境美化活動を推進するため、古紙の回収活動を行う団体に対し、奨励金を交付しています。

※分別収集奨励金は平成21年度をもって終了しました。

イ 補助開始：掛川区域：平成7年4月、大東区域：平成6年、大須賀区域：平成5年

(5) ごみ集積所設置等補助金★

ア 目的

ごみ集積所周辺的美観及び収集効率向上のため、自治会が実施する集積所の新設又は修繕について、その費用の2分の1以内で、100,000円まで補助金を交付しています。

イ 補助開始：掛川区域 昭和56年4月、大東・大須賀区域 平成17年度

(6) 剪定枝等再資源化資源補助金★

ア 目的

環境資源ギャラリーの焼却能力を補うとともに、ごみ減量と家庭から排出される剪定枝等の再資源化を図る。

イ 開始時期 平成17年4月

- ウ 補助対象者 グリーンサークル(株) (掛川市大坂8164番地の96)
 小関建設(株) (掛川市下俣567番地の1)
 掛川森林開発(有) (掛川市原里375番地の1)

エ 補助の条件

(ア) 大東・大須賀区域

大東区域又は大須賀区域の住民が、剪定等により家庭から出る樹木、草等を持ち込むものや、自治会やPTAなどが奉仕活動により公共施設の樹木、草等を持ち込むもの。

(イ) 掛川区域

掛川区域の住民が、剪定等により家庭から出る樹木、草等を持ち込むもの。

オ 補助の対象

住民が持ち込む家庭系の剪定枝等の処理に要する経費

自治会やPTA等が持ち込む公共施設の剪定枝等の処理に要する経費(大東・大須賀区域のみ)

カ 補助金額

住民が持ち込む家庭系の剪定枝等 1 kgにつき 5 円

自治会やPTA等が持ち込む公共施設の剪定枝等 1 kgにつき10円

(7) スマートコミュニティ推進事業費補助金*

ア 目的

自然エネルギーを活かした発電施設等を公会堂等に設置し、市民活動や防災の拠点化を進めると共に、スマートコミュニティを推進する。

イ 補助開始：平成25年 4 月

ウ 補助対象

自然エネルギーを活かした発電施設等を自治区等が所有、又は管理・運営する公会堂等に設置する場合。

「自然エネルギーを活かした発電施設等」

太陽光エネルギーが一般的だが、風力発電施設や水力発電施設も含む。それらにより発電された電気を、直接変換する機器、及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成される装置（固定式のものに限る）をいう。

エ 補助率及び補助額

上記の施設を設置するために要した経費の 3 分の 1 以内とし、300,000円を限度とする。

4 環境保全に係わる事業

(1) 環境ISO推進事業（掛川市役所のISO14001認証取得）

ア 目的

市の事務事業や発注業務を環境保全の視点から評価し、環境への影響を極力減らすとともに、環境に有益な事業を推進することを目的とし、ISO14001認証を取得し、運用しています。

イ 取得サイト：市役所本庁舎・南館

認証の対象となる業務は、本庁舎・南館における事務事業全般

「オフィス業務」、「発注業務等」、「庁舎施設管理業務」、「環境保全業務」

ウ 認証取得日：平成16年7月30日（運用開始日：平成16年2月2日）

エ 環境ISO審査登録機関：日本品質保証機構（JQA）

オ 効果

(ア) 環境ISOは国際規格でもあり、誰もが基準に照らし合わせて判断でき、外部監査や内部監査、全職員の研修を実施することで、職員の意識と行動のレベルが上昇します。

(イ) 世界的に認められている制度であるため、外部に対しても行政として率先した環境活動を実施しているアピールにもなり、市民や市内企業への環境配慮に対する推進にも繋がります。

カ 経過

平成15年度 EMS構築と実施運用

平成16年度 EMS実施運用、内部監査、EMS見直し、認証取得審査・登録

平成17年度 ISO14001定期審査、支所等出先機関への準用、2004年版対応

平成18年度 内部監査員等各種研修の充実、支所等出先機関のレベルアップ

平成19年度 ISO14001更新審査（平成20年度、平成21年度 定期審査）

平成22年度 ISO14001更新審査（平成23年度、平成24年度 定期審査）

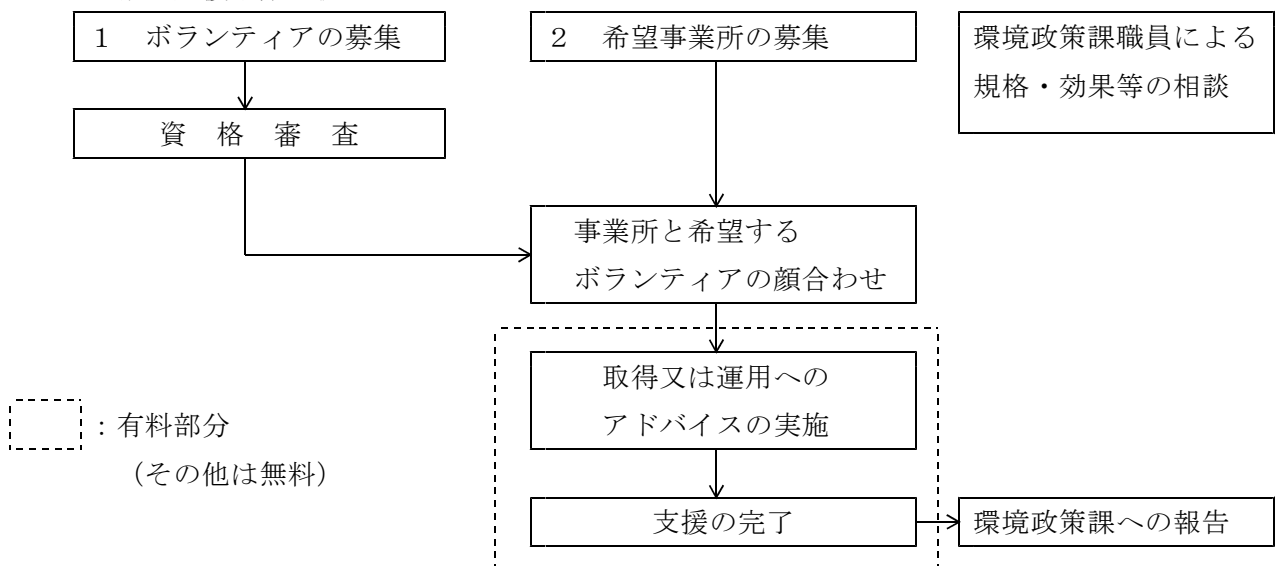
平成25年度 ISO14001更新審査（平成26年度 定期審査）

(2) 市民力による環境ISO推進支援事業

ア 目的

地球温暖化の防止と環境に配慮する事業所の増加を図るため、環境ISO等取得・運用等に関するノウハウを持ち、環境ISO等取得希望・運用事業所へのアドバイス等を行える市民を募集し、希望事業所へ市が仲介を図ることにより低廉な経費で環境ISOの取得・運用を支援します。

イ 推進支援事業の流れ



ウ 想定される指導（アドバイス）の具体的内容

(ア) 取得時

- ・ IS014001規格、EMS についての説明、EA21の説明
- ・ 当該事業所の事業内容に合わせたISO取得のメリット・デメリット調査
- ・ 取得までのプロセス・スケジュールについての説明
- ・ コンサルティング会社選定へのアドバイス

(イ) 運用

- ・ IS014001規格要求事項である「継続的改善」への支援
- ・ より効率的なEMSの構築への支援
- ・ 規格への適合性への助言

エ 事業進捗状況（平成26年3月末現在）

- (ア) 事業開始時期 平成16年10月
- (イ) 支援ボランティア 4個人・2団体が登録
- (ウ) 契約件数 17件

(3) エコアクション21認証取得一斉支援

ア 目的

環境省による「エコアクション21(以下、EA21とする)自治体イニシアティブ」に応募し、EA21認証取得を目指す事業所に無償でコンサルティングすることで、市内事業所のEA21認証取得数を増やし、事業所における環境配慮活動を推進しています。

イ 事業実施の背景

企業の社会的責任や、大企業におけるサプライチェーンのグリーン化の推進から中小企業においても環境経営が求められています。

このような中、“環境省によるEMS認証登録制度”であるEA21は、IS014001と比較すれば人的・物的コストが安く、取り組む内容自体は平易であり、中小企業での普及が期待されています。

しかし、コンサルタントなしでは、導入段階で何をやればよいか判りにくいこと、知名度がIS014001に比べ低いことから、現段階では市内での普及は進んでいません。

ウ 支援内容（平成18年度～）

- (ア) 掛川市（平成21年度～菊川市と、平成24年度～菊川市、袋井市と共同実施）

【役割】参加事業所募集、支援会場準備

- (イ) 地域事務局

- ・ NPO法人環境カウンセラー協会（平成18～20年度 EA21地域事務局）
- ・ 一般社団法人静岡県環境資源協会（平成21年度～ EA21地域事務局）

【役割】参加事業所募集支援、支援内容準備

- (ウ) 支援実績

イニシアティブ参加累計42社のうち、17社(約40.4%)がEA21の認証を取得した。

(4) かけがわ環境愛そうキッズ^{I S O}*

ア 目的・概要

主に小学5年生とその家族を対象に、日常生活における環境に配慮した行動を進め、それを保護者や家庭内にまで広げるきっかけとすることを目的としており、年間4回「環境家族会議」を開いて、家族で環境について話し合いをしてもらいます。

イ 環境家族会議

【第1回目「真夜中探検隊」】

夜、部屋の電気を消して家の中のパイロットランプを見つけ、待機電力を消費する電気機器の実態を把握し、電源を切っても良いものとそうでないものを見分けます。

【第2回目「電気量調査隊」】

各家庭で、電気などのエネルギーの使用実態と二酸化炭素排出量を把握し、削減に取り組んでももらいます。

【第3回目「ごみ箱調査隊」】

分別が徹底しきれず、ごみとして出してしまう資源がたくさんあります。調査により各家庭の分別実態を知ってもらい、より一層の分別の徹底に繋げてもらいます。

【第4回目「エコマーク調査隊」】

いつも何気なく使用している身の回りの物から、リサイクルマーク、エコマークを探し出してもらい、環境に配慮した製品が身近に存在することを知ってもらい、マークへの興味とリサイクル製品、環境配慮製品の使用を意識付けます。

(5) ぐらしの環境ウォッチング

ア 目的

日常生活における環境保全に配慮した行動を進め、それを保護者・家庭内にまで広げるきっかけとすることを目的とし、教育委員会と協力し、市内小学4年生を対象に実施しています。

イ 概要

市内小学4年生に『みんなで環境のことを考えよう「ぐらしの環境ウォッチング5DAYS」をしてみましよう』を配付し、冬休み中の任意の5日間取り組んでもらい、項目別に「○△ー」で実施状況をチェックします。

(6) 掛川市マイバッグ運動*

ア 目的

買い物時におけるマイバッグ(買い物袋)の持参やレジ袋を断るなどの「マイバッグ運動」を市内全域で進め、環境意識の向上と合わせ、消費者に一層の排出抑制の意識を持ってもらうために行なっています。

イ 概要

(ア) 平成14年6月30日 スタート(旧掛川市)

実施主体：各店舗事業者(参加店舗=153店舗)、掛川市

協力団体：掛川商工会議所、掛川スポーツ協会、(協)掛川商店連盟サービス会 等

(イ) 市民：買い物時にマイバッグ(自分の買い物袋)を持参する。

(ウ) 事業者：マイバッグ運動として、いずれかの方法で取り組む。

・(協)掛川商店連盟サービス会(桔梗シールの会)マイバッグ運動

・各店舗独自マイバッグ運動

・レジ袋キャッシュバック事業

(エ) 市：ポスター、チラシ、のぼりの作成や現状調査等の普及啓発活動の実施。

ウ 「掛川市マイバッグ運動」のルール（掛川市消費者協会 作成）

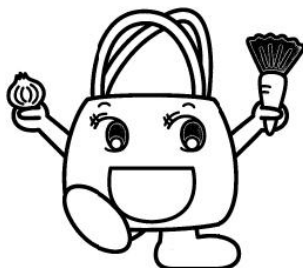
「マイバッグ持参の3つのお約束」

- ① 買い物には、マイバッグを持っていきます。
- ② 店内では、必ず店内用カゴを使います。
- ③ レジでは、「レジ袋はいりません」と断ります。
→買った物は、マイバッグにつめて帰ります。

エ キャッチフレーズとメインキャラクター

・キャッチフレーズ 「お出かけに いつも おともは マイバッグ」 松田博子（城北町）

・メインキャラクター 「エコ・かばん」くん 武富可奈（亀の甲）



シンボルマーク…加藤正仁（倉真）

オ テーマソング

掛川発マイバッグソング タイトル「いつも持ってるマイバッグ」

この取り組みを市民として支援するため、掛川市内に在住の2人の方が「掛川マイバッグソング『いつも持ってるマイバッグ』」を作詞作曲し、市に使用権を提供していただいた。

マイバッグ運動に取り組んでいる店舗などで流れます。

作詞者：岩下安克（旭ヶ丘区） 作曲者：杉山 潤（旭ヶ丘区）

カ レジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定

マイバッグ運動を一層進めることと「掛川市ごみ減量大作戦」をさらに積極的に推進するため、レジ袋削減に向けて、掛川スーパー協会、掛川市消費者協会及び掛川市は、「レジ袋の削減に向けた取組に関する協定」を締結し、レジ袋の有料化を含めた取組を協働して実施しています。

① 締結日 平成19年4月17日

② 締結者 掛川スーパー協会と掛川市消費者協会、掛川市の3者

③ 目 標 マイバッグ持参率95%からの向上を目指す。



(7) 新エネルギーフォーラム

ア 目的

エネルギー面から自然環境を見直して、地球温暖化の抑制など地球環境を考える機会として新エネルギーや省エネルギーの普及・啓発を図るため、および環境保全委員、クリーン推進員の研修会として講演会を開催しています。



(8) 環境を考える市民の集いと環境展★

ア 目的

子供から高齢者までの全ての市民が、身近な環境に対する意識を高め、環境に配慮した生活を推進していくための契機として毎年実施しています。

イ 主催：掛川市エコ・ネットワーク

(9) 自然環境調査事業★

ア 目的

自然環境を継続して調査し、掛川市の自然環境の現状と今後の変化を把握します。

また、専門家が行う調査に加え、市民がボランティアとして調査に参加し、その現状と自然の大切さを認識する環境学習も目的としています。

イ 事業開始：平成12年（旧掛川市）

(10) 自然環境講座★

ア 事業目的

掛川市の自然環境への関心を高め、知識を習得してもらい環境学習のリーダー養成の土壌を用意し、自主的な自然環境学習の機会をより多く作り出す状況を創出することを目的としています。

イ 事業開始 12年（旧掛川市）

5 ごみ減量に係わる事業

(1) 剪定枝等地区回収事業★

ア 事業目的

家庭から排出される燃えるごみ14%の減量を図るため、家庭で排出される剪定枝等の再資

源化を図る。

イ 事業開始時期：平成19年4月から

対象剪定枝：家庭から発生した植木等の剪定枝

(事業活動に伴い剪定されたもの、多量に排出されたものは対象外)

ウ 事業内容

各地区で集められた剪定枝を回収し、一般廃棄物処分業者で再資源化处理をする。

エ 回収方法（地区回収）

(ア) 回収場所 フックロール車が出入りできる場所を地区で1箇所選定する。

(イ) 回収回数 1地区月1回を原則とし、予算の範囲内で実施する。

(ウ) 出し方 コンテナ内に剪定枝等を入れる。

※平成19年度までは、集積所に燃えるごみとして出された剪定枝を、燃えるごみとは別に収集していたが、全市的に地区回収が定着したため、平成20年度からは地区回収に集約した。

オ 地区回収の手順

① 回収希望地区代表者は、回収希望日の三ヶ月前に環境政策課へ連絡する。

② 環境政策課は、量に応じて収集業者に連絡する。

③ 地区で指定した回収場所に収集業者が回収する。

(2) 食用油リサイクル事業★

ア 事業の概要

掛川区域で平成15年8月から8地区でモデル地区収集を開始しました。モデル地区は資質の異なる地区（農村地区、住宅地区、アパート・マンション地区）で、収集頻度を変えて実施し、収集回数、収集方法の検討を行いました。

その後、モデル地区の結果を基に掛川区域で平成16年7月から、大東・大須賀区域は平成18年4月から収集を開始しました。

収集した食用油はBDFにリサイクルし、軽油に代わる燃料として、ごみ収集車両で使用しています。

イ 事業目的

(ア) 食用油収集による水質汚濁防止

(イ) 食用油収集によるごみの減量

(ウ) 廃食用油をBDF(バイオディーゼル燃料)に精製し使用することによる、排ガスのクリーン化

(エ) 化石燃料と温室効果ガス削減による、地球温暖化の防止

ウ 収集方法

(ア) 月1回のかん・びん・ペットボトルの収集日に収集をする。

(イ) 食用油は原則としてプラスチック製の食用油の空きボトルに入れたものを収集

(ペットボトルでも可とし、ボトルは無色透明または半透明で、キャップがしっかりと締まるもの。ボトルの大きさは自由)

(ウ) 食用油は植物性油のみ

エ BDF使用について

(ア) BDF使用による影響について

具体的な不具合は報告されていませんが、ディーゼルエンジンは本来軽油を使用するように設計されているため、パッキンなどゴムの部分に不具合がでる可能性があります。燃料フィル

ターは2ヶ月に1回程度交換することが必要です。

できれば、軽油80%、BDF20%の割合で使用するのが望ましいのですが、混合で使用した場合、BDFにも軽油引取税（32.1円/ℓ）が掛かるようになります。

(イ) 使用方法

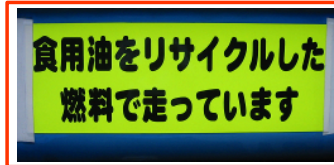
ごみ収集委託車両の一部に利用されています。

(ウ) BDFの精製・使用量（平成25年度）

内容	量(ℓ)
食用油収集量	36,900
BDF使用量	26,410

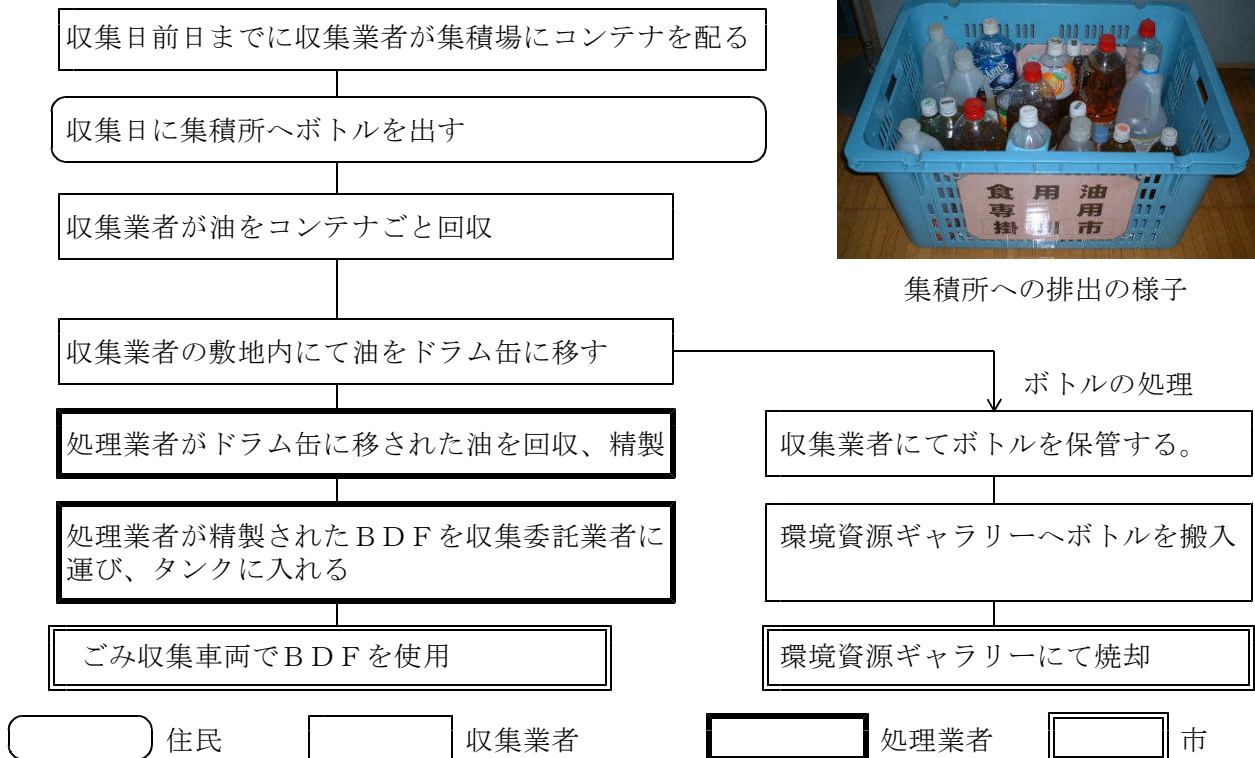
※収集量、使用量はH25年4月～

H26年3月の実績



BDF使用収集車

(エ) 食用油収集・処理のフロー



集積所への排出の様子

(オ) 収集時の問題点

- ・ びん・かん等の容器で出される。
- ・ ふたが閉められていない。
- ・ 植物油以外の油（動物油、機械油）が排出される。

第2章 環境基本計画

1 環境基本計画の概要*

(1) 目的

「掛川市環境基本条例」の理念を具体化するため、市、市民、事業者の各主体の参加のもと、環境の保全と創造に関する長期的な目標と施策の方向等を示し、本市における環境施策を総合的・計画的に推進していきます。

(2) 概要

環境条例に沿って5本の基本理念を設定しました。

ア 将来にわたって、豊かな環境の恵沢を享受

持続可能な社会を目指して個々の生活や経済活動を見直し、省エネルギー・省資源化、新エネルギーやバイオマスの活用を推進することで大切な資源の消費を抑制し、廃棄物の再資源化による物質循環を進め、環境への負荷を出来る限り低減した「循環型社会」の形成を進めます。

4つのRにより便利すぎる社会から不便を感じない程度の社会への転換に取り組む。

Refuse(リフューズ=断る)

Reduce(リデュース=減らす)

Reuse(リユース=再使用)

Recycle(リサイクル=再資源化)

イ 地球的視野から持続的発展が可能な社会の構築

生活の中で、全地球的な観点や、現在から子や孫の時代までを見据えた未来的観点を持ちながら、地域の中で今すべきことを自ら行動に移していくことで、すべての人が全地球的な環境問題に積極的に関与していきます。

「地球規模で考え、地域で行動する。地域で考え、地球規模で行動する。」が環境問題の取り組みの原点です。

ウ すべての者が自らの問題として、積極的に推進

事業活動や日常生活が地球環境に影響を及ぼしているとの認識の下に、市民や事業者などの全ての人々が、環境問題に積極的に関与し、地域環境力を高めながら環境の保全と創造を進めていきます。

エ 自然と人との共生及び生物多様性の保全

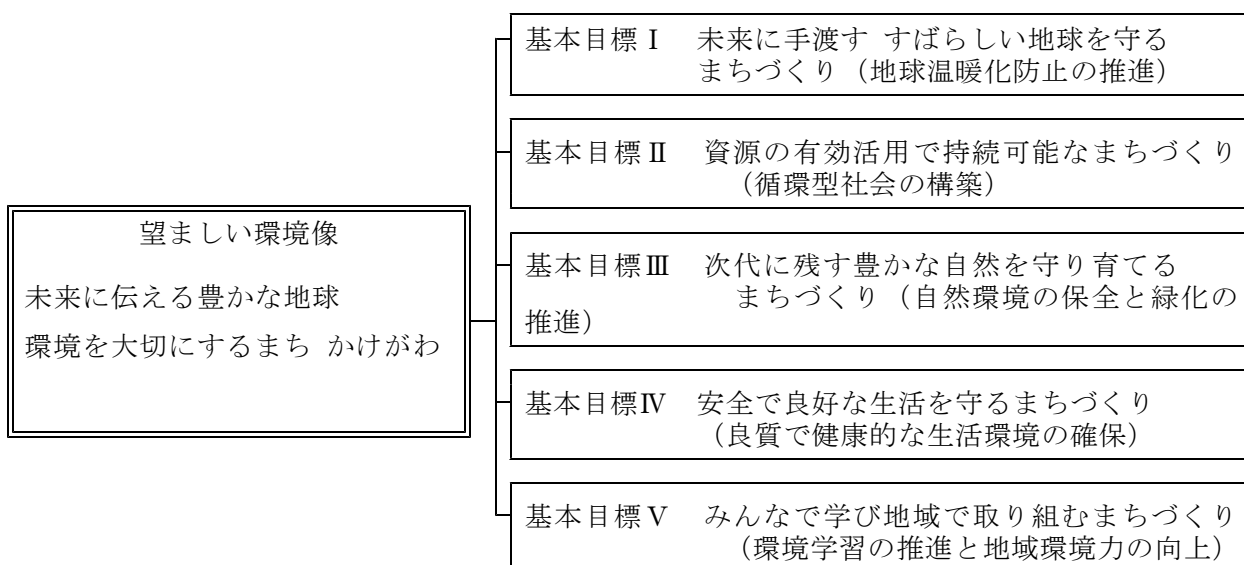
持続可能な人と自然との共生のため、保全すべき部分は維持・保全し、手を加える部分は極力自然環境に配慮し、自然環境への負荷を少なくし、生物多様性の確保、回復を図り、人と自然との共生関係を構築し、自然環境や歴史的環境の保全や創造に繋がります。

オ 健康で文化的な生活を享受

生活環境問題や地球環境問題は、個人の生活様式が大きく関わっているため、地域や家庭、個人が、環境の保全と創造を正しく捉え、市や市民が連携し地域の問題として解決していきけるよう地域環境力を磨き育て、地球環境にやさしく、健康で文化的な、よりよい生活環境を確保していきます。

(3) 基本目標

「望ましい環境像」を実現するため、5つの基本目標が定められています。



ア 各論

5つの基本目標実現のため、個別目標、目標達成のための方針を設定しました。

基本目標 I 未来に手渡すすばらしい地球を守るまちづくり（地球温暖化防止の推進）	
個別目標	個別目標達成のための方針
家庭における 省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー活動の推進 ・省エネルギー製品の利用 ・省エネルギーに関する学習の推進
交通・移動における 省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー活動の推進 ・省エネルギー設備の利用 ・省エネルギーに関する学習の推進
企業・森林での 地球温暖化防止	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的なエネルギーの利用 ・二酸化炭素固着の森林活用 ・地球温暖化防止に関する環境学習
新エネルギーの利用推進 （太陽光、太陽熱、風力）	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光エネルギーの活用の推進 ・太陽熱エネルギーの活用の推進 ・風力エネルギーの活用の推進 ・新エネルギー（太陽光、太陽熱、風力）に関する学習の推進
新エネルギーの利用推進 （バイオマス・その他）	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスエネルギーの活用の推進 ・その他の新エネルギーの活用の推進 ・エネルギーの新利用形態への転換の推進 ・新エネルギー（バイオマス・その他）に関する学習

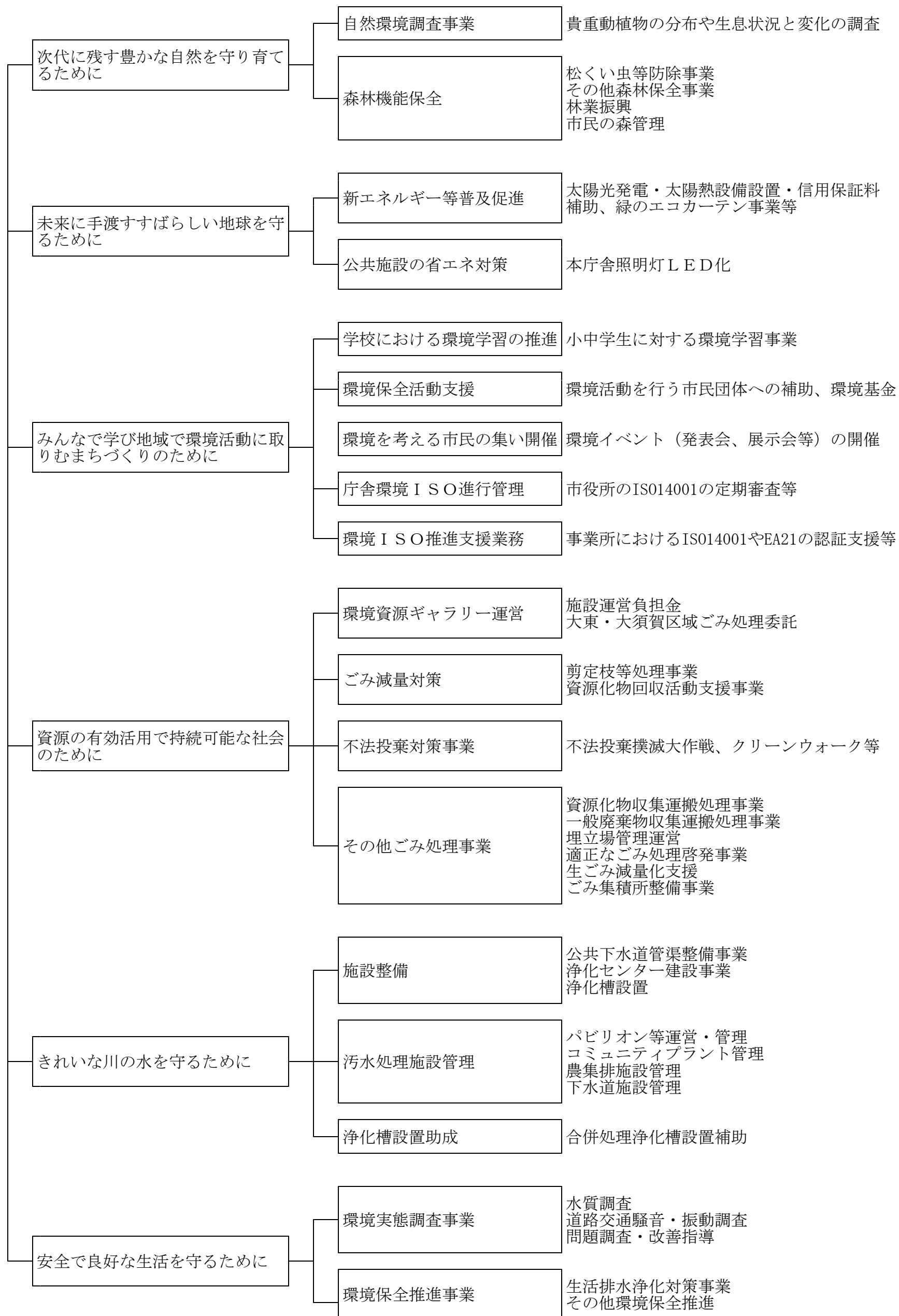
基本目標Ⅱ 資源の有効活用で持続可能なまちづくり（循環型社会の構築）	
個別目標	個別目標達成のための方針
ごみ発生量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 Rによる消費生活の推進 ・ 廃棄物の適正処理の推進 ・ ごみ減量に関する学習の推進
リサイクルと省資源の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル活動の支援 ・ 分別収集による再資源化推進 ・ 資源有効利用に関する学習の推進
環境に負荷をかけない 農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な施肥防除による土壌の保全 ・ 家畜排泄物等のバイオ資源の有効利用 ・ 農業用資材の適正処理 ・ 環境保全型農業に関する学習の推進
水循環の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節水、水の有効利用 ・ 地下水の保全と雨水浸透の推進 ・ 水源かん養機能の保全

基本目標Ⅲ 次代に残す豊かな自然を守り育てるまちづくり（自然環境の保全と緑化の推進）	
個別目標	個別目標達成のための方針
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掛川市自然環境の保全に関する条例の施行 ・ 海岸部・森林・里地里山などの自然環境の保全・再生 ・ 希少野生動植物とその生息・生育地の保護 ・ 自然環境調査の実施 ・ 生物多様性の保全の環境学習と実行 ・ 外来種の放逐の抑制による地域固有の生態系の保全
海岸部の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂浜の保全 ・ 保安林の保全 ・ 海岸部の適正な利活用の推進 ・ 海岸部に関する学習の推進
森林の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水土保全林の保全と活用 ・ 森林と人との共生林の保全と活用 ・ 資源循環利用林の保全と活用 ・ 森林に関する学習と実行
里地里山の保全と河川の 整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物に配慮した河川の整備・保全 ・ ため池谷田の保全 ・ 農地の適正な管理と保全 ・ 里地里山の自然に関する環境学習と実行
自然とふれあう空間の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然に親しめる公園の整備 ・ 緑化の推進 ・ 緑の歩道ネットワークの整備 ・ 自然と親しむ自然学習の推進

基本目標Ⅳ 安全で良好な生活を守るまちづくり(良質で健康的な生活環境の確保)	
個別目標	個別目標達成のための方針
生活排水の浄化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水設備の整備 ・ 生活排水からの汚濁の抑制 ・ 事業系排水からの汚濁の抑制 ・ 水質保全に関する学習の推進
安全な食の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心安全な食品利用の徹底 ・ 安全な食品生産の推進 ・ 食品の安全性の知識向上 ・ 地場産品に関する理解の向上
不法投棄の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視体制の整備 ・ 収集体制の整備 ・ 不法投棄に関する学習
工場からの公害のない 安全な暮らしの保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気・水質保全の推進 ・ 悪臭防止の推進 ・ 騒音・振動防止等の推進 ・ 化学物質対策
快適な暮らしの保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペットの適正な飼い方 ・ 空き地の適正な管理の啓発 ・ 水質汚濁や騒音、悪臭等の防止 ・ 良好な生活環境の確保に関する条例の周知
景観・歴史的環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の保護・保存と周辺環境の保全 ・ 歴史的環境の保全と整備 ・ 景観の保全 ・ 景観と歴史的環境に関する学習と実行

基本目標Ⅴ みんなで学び地域で取り組むまちづくり(環境学習の推進と地域環境力の向上)	
個別目標	個別目標達成のための方針
学校における環境教育 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生きる力を育む教育の推進 ・ 環境・エネルギー教育の推進 ・ 環境にやさしいライフスタイルをめざす人材育成 ・ 心を和ませる花・樹木がいっぱいある学校緑化環境づくり
市民における環境学習 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習会・イベントなどの開催 ・ 環境に関する交流の推進 ・ 環境学習のための情報などの提供 ・ 発表の場の提供 ・ 環境保全指導者の養成
地域の環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における環境学習の推進 ・ 自治区におけるまちづくり委員会の組織化 ・ 学習会・イベントなどの開催 ・ まちづくり組織の活動推進
事業所における環境学習 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内での環境学習の推進 ・ 環境に配慮した事業活動の推進 ・ 環境学習のための情報などの提供 ・ 発表の場の提供
環境団体の活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全団体の活性化 ・ 環境保全活動の推進 ・ 環境保全活動に関する拠点の整備

環境日本一のまちづくり事業体系図（平成25年度）



環境日本一のまちづくり指標

基本目標Ⅰ 「未来に手渡すすばらしい地球を守るまちづくり」

【創エネ・省エネ・省資源】分野

(平成25年度)

	環境日本一の指標項目	担当課	目標値	現在の状況
1	◆太陽光発電施設設置件数	環境政策課	①5年後(平成28年度)までに一戸建て住宅への太陽光発電設置率を2割にする ※一戸建て住宅数29,000世帯とした場合、2割は5,800世帯(年800基ペース)	①平成25年度末 2916件(10.1%)
	◆家庭・学校・企業での省エネ・省資源活動件数	学校教育課 環境政策課	①掛川市民環境愛そう事業参加世帯数 1,000世帯/年 ②かけがわ環境愛そうキッズ参加家族 500世帯/年 ③ISO14001・EA21認証取得事業者数 10事業者/年	①掛川市民環境愛そう事業参加世帯数 576世帯(平成23年度) ②かけがわ環境愛そうキッズ参加家族 486世帯(平成25年度) ③ISO14001・EA21認証取得事業者数 本年度取得 1事業者(平成25年度) ISO=98、EA21=28(H26.1月末現在)

基本目標Ⅱ 「資源の有効活用で持続可能なまちづくり」

【市民運動】分野

	環境日本一の指標項目	担当課	目標値	現在の状況
2	◆ごみ排出量とリサイクル率	環境政策課	①平成25年度までに一人1日あたりのごみ総排出量で全国1位 ②平成25年度までにリサイクル率で全国5位以内(現在の5位は三鷹市の40.3%)	①ごみの排出量 1位 651.3グラム ②リサイクル率 17.5% (10万人以上50万人未満の市) (平成25年度実績)
	◆マイバッグ運動と緑のエコカーテン大作戦参加者数	環境政策課	①マイバッグ持参率 98% 掛川市消費者協会による持参率調査は22年度で終了。店舗へのアンケート等により独自に把握する必要あり。 ②緑のエコカーテン参加者数 →4,000世帯/年	①掛川市 マイバッグ持参率96% レジ袋売上寄付金 27,3279円 (平成25年度) ②緑のエコカーテン参加者数(平成25年度) ・種子配布世帯数=1730世帯 ・写真コンテスト応募件数 20作品 (17個人・4団体)

基本目標Ⅲ 「次代に残す豊かな自然を守り育てるまちづくり」

【生物多様性】分野

	環境日本一の指標項目	担当課	目標値	現在の状況
3	◆自然環境保全行動の件数・活動参加者数(森林、里地・里山、河川、海岸等を含む)	地域支援課 維持管理課 環境政策課	①自然環境調査の継続実施 →15年間で延べ8,711人が参加 →年平均約700人の参加者を募集 調査結果をもとに自然環境保全事業の推進 ②継続的に年1度植樹祭を実施 ③区民、民間企業との協働により海岸林の植栽を年1度実施 ④海岸保全活動として年1回継続実施	①自然環境調査への参加人数 52人 (平成25年度) ②育樹祭、植樹祭等の実施件数 年4回 ③4回全て協働による実施 ④海岸清掃参加者数 5,301人 (平成25年度)
	◆汚水衛生処理率(「汚水が衛生的に処理されている状況」を測る指標)	下水整備課	①平成27年度までに 73%にする。 「環境基本計画」より	①掛川市60.7%(平成25年度) ◆全国平均 83.7% 県平均 71.4% (平成25年度) ※下水道普及率は30.6%

基本目標Ⅳ 「安全で良好な生活を守るまちづくり」

【協働】分野

	環境日本一の指標項目	担当課	目標値	現在の状況
4	◆パートナーシップと環境保全に関する協定締結件数等	環境政策課	①かけがわSTOP温暖化パートナーシップ協定など締結件数・・・30事業者(平成27年度までに) ②環境保全に関する協定書締結事業者数・・・70事業者(平成28年度までに) ③美化ボランティア登録団体数の人口比率 →125団体で1位の予定	①かけがわSTOP温暖化パートナーシップ協定など締結件数・・・35事業者(平成25年度) ②環境保全に関する協定書締結事業者数・・・67事業者(平成25年度) ③美化ボランティア登録団体数の人口比率・・・99団体(平成25年度)
	◆環境に負荷をかけない農業の推進件数	農林課	①平成27年度までに50kg未満に減らす ②平成27年度までに150人215件にする	①10aあたり窒素成分施肥量(茶) 54kg ②専業農家におけるエコファーマー認証取得者数 →185人245件(40%) (平成25年度)

基本目標Ⅴ 「みんなで学び地域で取り組むまちづくり」

【見える化と環境学習】分野

	環境日本一の指標項目	担当課	目標値	現在の状況
5	◆学習会・研修会の参加者数	環境政策課 ほか	各種学習会・研修会の継続実施と実施成果の公表 ①、②、③とも 500人/年以上	①環境保全委員・クリーン推進員研修会 参加者数 550人 ②環境を考える市民の集い・環境展 700人 (平成25年度) (環境月間県民大会 出席者 460人)
	◆「環境学習共育プラン」のステップアップ及び展開など	学校教育課 環境政策課	環境学習の継続実施と実施成果の公表 ・年間20校 約2,500人 ・NPO法人、企業、市職員等による出前講座の継続開催。 ・テーマは「太陽光発電設置の効果」と「節電」「温暖化対策」や「環境全般」について	受講校数及び受講者数 平成25年度 17校19回2032人 講師：市内事業所、NPO法人、環境団体等

第3章 環境管理システム

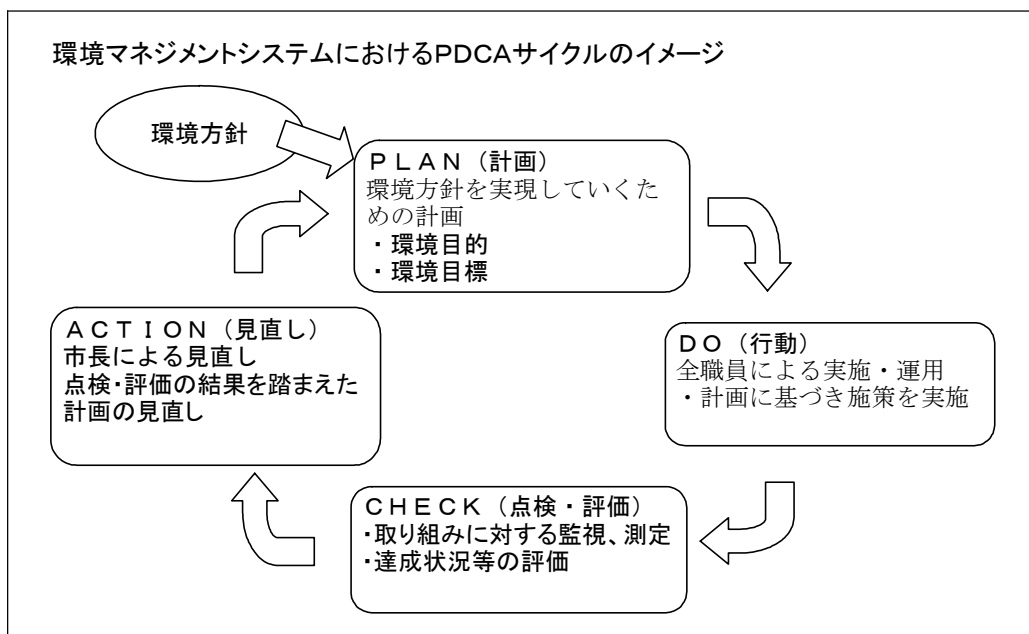
1 環境管理システムの運用状況（ISO14001）*

(1) 掛川市環境マネジメントシステム（EMS）

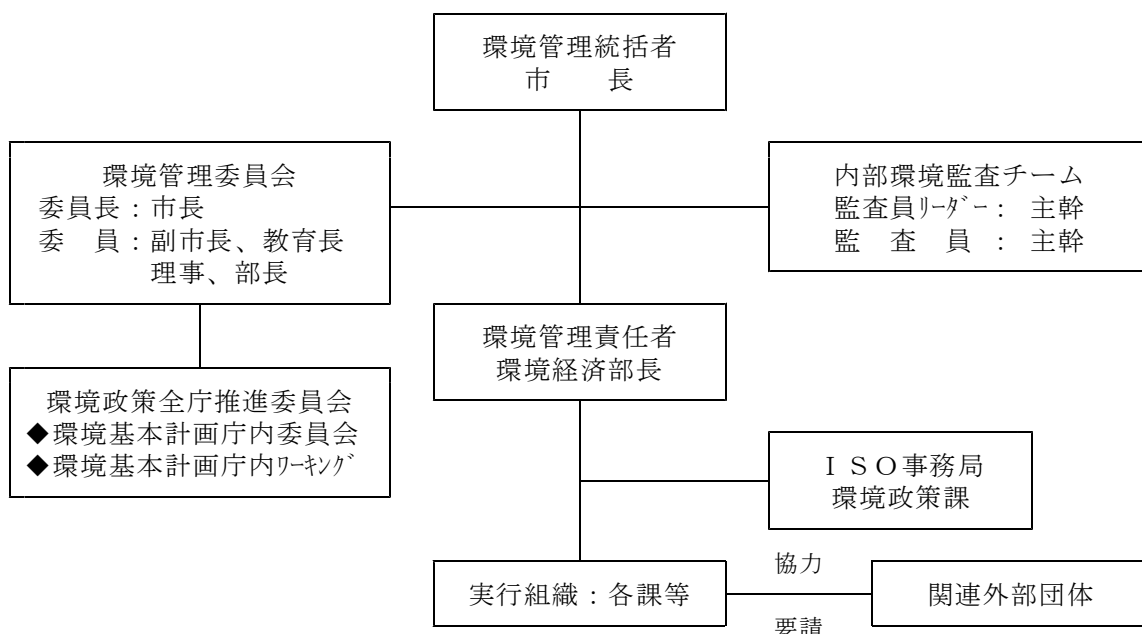
ア 概要

環境基本計画、地球温暖化防止実行計画（スマート・オフィス・プラン）の計画的かつ効果的な進行管理を行うため、掛川市役所では平成16年7月に本庁舎のISO14001の認証を取得し、「掛川市環境マネジメントシステム」を運用しています。

環境マネジメントシステム（以下EMS）は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検・評価）→ Action（見直し）というサイクルに基づき取り組みを行うことにより、市役所の活動に伴う環境への影響について継続的に改善していくシステムです。



イ 環境マネジメントシステムの推進体制



ウ 掛川市役所の事務・事業における環境改善のための行動方針（環境方針）

環境方針とは、掛川市役所が行う事務・事業について、環境に関わる取り組みの最終的な到達点となるものです。

各職員は、この環境方針と各自の業務との関連性を把握し、日常業務において環境改善のための取り組みを実施しています。

2 掛川市地球温暖化防止実行計画（スマート・オフィス・プラン）*

(1) 目的

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、市が率先して自らの事務・事業に伴い排出される温室効果ガスを削減することで、市民・事業者等の温室効果ガス削減に向けた取り組みの啓発につなげていくことを目的として策定しました。

(2) 策定期間

平成18年3月策定 平成18年7月改訂 平成22年12月改訂

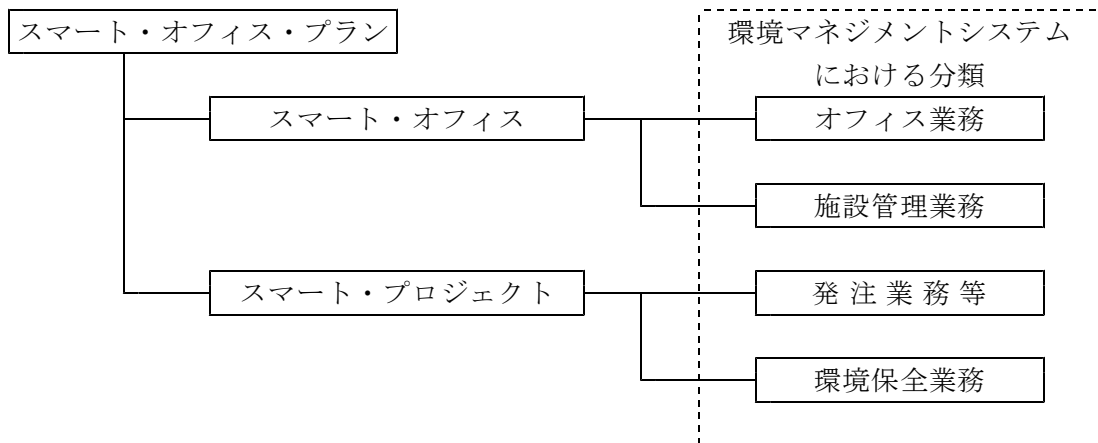
(3) 計画期間

平成22年度～平成26年度まで5年間（基準年は、平成21年度）

(4) 概要

- ・ 対象物質
二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、HFCs(代替フロン的一种)の4物質
- ・ 計画範囲
市役所本庁および出先機関が行う事務・事業（委託事業等も含む）
- ・ 削減目標
平成26年度までに5.0%の温室効果ガス削減
- ・ 取り組み体系

取り組みは、各部署における電気や燃料、水、紙等の使用量、廃棄物の削減やグリーン購入等（スマート・オフィス）と市が発注する委託や工事、事業部門やイベントの開催などにおける環境への配慮や緑化の推進等（スマート・プロジェクト）に大別され、さらに環境マネジメントシステムにおける分類



・スマート・オフィス（オフィス業務、施設管理業務）

各部署での電気、燃料、水、紙等の使用量、廃棄物の削減やグリーン購入の推進

例 不要な照明の消灯、OA機器の省エネ使用、冷暖房温度の適切な管理、節水の実施、雨水利用等の推進、環境に配慮した交通手段の利用、エコドライブの推進、紙使用量の削減、廃棄物の減量化・リユースの推進、グリーン購入の推進

・スマート・プロジェクト（発注業務等、環境保全業務）

市が発注する委託や工事、イベントの開催などの環境への配慮や緑化の推進

例 環境に配慮した設計施工、建設廃棄物のリサイクルの促進、緑化の推進
委託業務等における環境への配慮、印刷物発注時における環境に配慮した用紙の使用要請、イベントの際の使い捨て容器等の抑制、関係外郭団体への協力要請

(5) 推進体制

取り組みがEMSと相互に補完しあうため、EMS推進組織を活用しています。

3 グリーン製品購入状況

(1) 背景

地方公共団体は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境に配慮した物品等の調達に努めることが定められています。

掛川市役所では、グリーン購入について率先して取り組むため、掛川市グリーン購入推進指針を定め、環境に配慮した製品の購入に努めています。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

第10条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第1項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

4 掛川市省エネ・節電推進本部

(1) 設立趣旨

東日本大震災（平成23年3月11日発災）に関連し発生した、東京電力福島第一原発の事故に伴い、浜岡原発が地震対策の向上のために稼働停止を余儀なくされたことにより、電力需給がひっ迫することが考えられたことから、市民や企業、市職員等に対し、全庁をあげてより一層省エネ・節電行動に取り組むことを目的として、平成23年5月17日に設立された。

平成23年度は推進母体として「掛川市緊急省エネ・節電推進本部」を設置したが、翌年度以降も引き続き、名称を「掛川市省エネ・節電推進本部」とし設置している。

(2) 構成

本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部員：理事及び全部課長

(3) 事業内容

- ① 市民、地域、市民団体、企業への省エネ・節電の啓発
- ② 市民、地域、市民団体、企業への新エネルギー施策の推進
- ③ 市公共施設での省エネ・節電の実践
- ④ 市職員の家族への省エネ・節電の啓発、実践
- ⑤ その他掛川市における省エネ・節電を進めるにあたって必要な事業

第4章

掛川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） （かけがわ“地球との約束”第2期行動計画）



1 計画の概要

(1) 目的

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項では、都道府県・市町村が地域の特徴と条件に応じて地球温暖化対策を総合的・計画的に実施することを求めています。それに基づき、国は「京都議定書目標達成計画」を2005(平成17)年3月に策定し、また静岡県も2006(平成18)年3月に「ストップ温暖化しずおか行動計画」を策定しています。

掛川市でも2006(平成18)年3月に「掛川市環境基本計画」を策定し、地球温暖化対策を重要課題の筆頭に位置づけており、市民、事業者、行政の各主体における取り組みを示しています。

この「掛川市環境基本計画」に示された地球温暖化防止に対する考え方を深化させ、私たちのまち、掛川市から取り組みをさらに広げていくために、また、市民や事業者、そして行政の役割を明確にし、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進していくため、平成20年度から平成24年度までを第1期計画期間として「かけがわ“地球との約束”行動計画(掛川市地球温暖化対策地域推進計画)」に取り組みました。この結果、総量の削減について目標の達成ができましたが、金融危機の影響などによる景気悪化が原因の一つとして考えられました。

このような結果を踏まえ、平成25年度を初年度とし平成29年度を目標年度とした第2期計画を策定し、市民・事業者・行政の協働により、市域からの温室効果ガスの削減に取り組むものとします。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(国及び地方公共団体の施策)

第20条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(2) 策定時期（第2期）

平成24年3月策定

(3) 期間

平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間 ※基準年は、平成17(2005)年度

(4) 概要

① 対象とする温室効果ガス

削減対象とする温室効果ガスは、京都議定書及び地球温暖化対策推進法と同様、市域内で人為的に排出されている以下の6物質とします。

温室効果ガスの種類	主な排出源
二酸化炭素(CO ₂)	石油や石炭などの化石燃料の燃焼、電気の使用(火力発電所によるもの) など
メタン(CH ₄)	化石燃料の燃焼、水田や家畜の反すう、廃棄物の埋め立て など
一酸化二窒素(N ₂ O)	化石燃料の燃焼、化学肥料の施肥 など
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	冷蔵庫・エアコンなどの冷媒からの揮散 など
パーフルオロカーボン類(PFCs)	工業用の洗浄剤からの揮散 など
六ふっ化硫黄(SF ₆)	変圧器からの漏えいや半導体や液晶の製造工程からの漏えい など

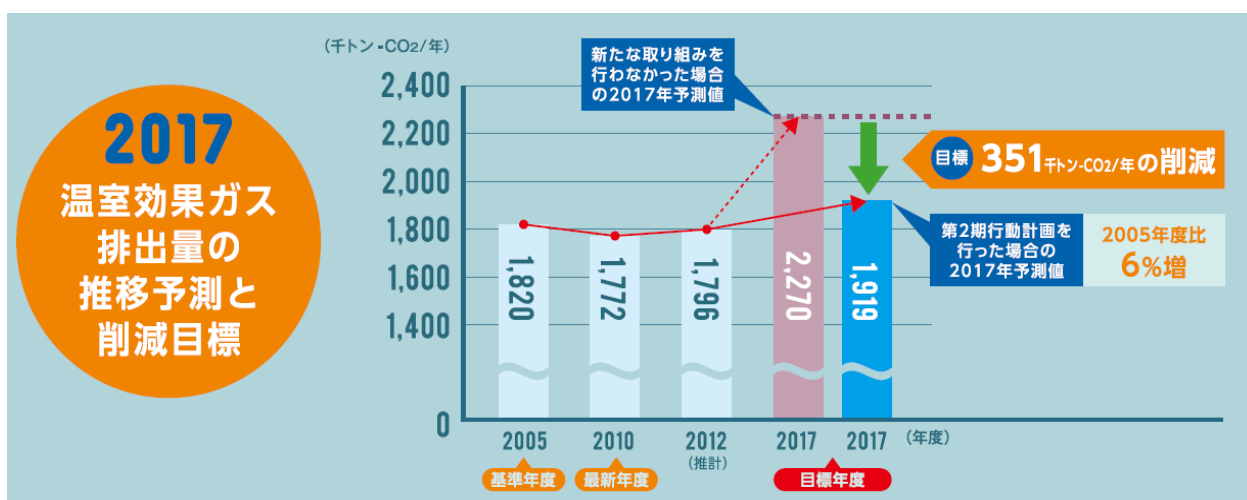
② 計画の対象地域

掛川市域全体とし、市役所(行政)の取り組みを含め、市民の日常生活や企業・事業者の事業活動など、あらゆる主体や場面における温室効果ガス排出・削減に関連した活動が対象となる。

③ 削減目標

平成29(2017)年度の二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を、平成17(2005)年度比6%増に抑制する。

(現状推移ケースでは、平成17年度比25%増加の見込みであるため、19%の削減を行い6%増に抑制する)



2 市域からの温室効果ガス排出量の推移と削減目標

都市化が急速に進んだことなどにより、平成17(2005)年度の掛川市からの温室効果ガス排出量は、1,820,000t-CO2となっており、京都議定書基準年の平成2(1990)年度と比べると約2倍に増えています。今後は、都市として発展しながらも排出量の増加を抑えるための対策が必要です。

削減目標値の設定にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で省エネルギー、省資源活動を進め、市民の取り組みでいえば、便利すぎず、不便を感じない程度の実践し、企業・事業者としては、従業員の取り組みの推進や省エネ機器の導入等、国・県の施策に基づく削減活動を更に進めることにより達成可能な目標数値としています。

表 市域からの温室効果ガス排出量の推移と計画目標値

		(単位：千t-CO2/年)												
部 門	年 度	京都議定書基準年	本計画基準年		第1期計画策定年	第1期計画期間(実績)			(推計)	目標年度	2012年度	第2期計画		
	1990年度	2000年度	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2012年度 (平成24年度)	第1期計画 の目標値	第1期計画時での 現状推移ケース	2017年度 現状推移ケース	2017年度 (目標値)	
◆	二酸化炭素	886.8	1,442.9	1,764.8	1,883.5	2,025.8	2,088.1	1,853.7	1,777.3	1,800.5	1,830.0	2,012.0	2,214.2	1,955.3
	産業部門	548.1	903.2	1,156.8	1,279.9	1,399.9	1,476.4	1,267.8	1,256.5	1,184.4	1,342.0	1,435.0	1,575.7	1,424.3
	製造業	520.5	862.4	1,116.2	1,239.9	1,360.3	1,446.7	1,241.3	1,230.9	1,158.8	1,292.0	1,385.0	1,550.1	1,398.7
	その他の産業	27.6	40.8	40.6	40.0	39.6	29.7	26.5	25.6	25.6	50.0	50.0	25.6	25.6
	運輸部門	174.0	313.7	325.9	321.3	321.4	312.7	302.5	219.5	301.6	256.0	319.0	292.9	247.5
	自家用自動車	75.6	165.3	169.1	164.8	165.0	160.3	159.9	117.8	170.1	124.0	177.0	174.5	130.0
	貨物車	94.5	144.4	151.5	151.2	151.0	147.2	137.5	99.1	128.9	127.0	137.0	115.8	114.9
	その他の運輸	3.9	4.0	5.3	5.2	5.4	5.2	5.0	2.6	2.6	5.0	5.0	2.6	2.6
	家庭部門	89.5	122.6	146.9	146.3	155.9	156.7	154.7	158.5	166.0	139.0	154.0	181.1	147.5
	業務部門	42.6	59.3	83.8	91.9						80.0	89.0		
	【産廃加算修正値】	72.3	96.9	122.4	123.6	135.2	129.2	117.0	129.4	136.3			152.0	123.0
	廃棄物処理部門	2.9	6.5	12.8	12.4	13.4	13.1	11.7	13.4	12.2	13.0	14.0	12.5	13.0
	一般廃棄物	2.9	6.5	12.3	11.3	13.4	13.1	11.7	13.4	12.2	12.0	13.0	12.5	13.0
	産業廃棄物	0.0	0.0	0.5	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0
◆	二酸化炭素以外のガス	40.4	53.2	55.2	53.2	51.9	50.8	56.7	55.8	55.8	57.0	60.0	56.0	56.0
	メタン	16.5	16.7	16.7	15.3	14.1	13.8	13.7	16.7	16.7	16.0	16.0	17.0	17.0
	一酸化二窒素	23.9	27.4	30.0	30.1	29.8	29.1	34.2	31.3	31.3	32.0	35.0	32.0	32.0
	代替フロン類	-	9.1	8.5	7.8	8.0	7.9	8.8	7.8	7.8	9.0	9.0	8.0	8.0
◆	自然エネルギー発電	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	25.4	41.0	0.0	0.0	56.4
◆	森林による吸収	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	35.4	35.4	0.0	0.0	35.4
	温室効果ガス排出量	897.4	1,496.1	1,820.0	1,936.7	2,077.7	2,138.9	1,910.4	1,833.1	1,795.5	1,810.6	2,072.0	2,270.2	1,919.5
	1990年度比	0.0%	66.7%	102.8%	115.8%	131.5%	138.3%	112.9%	104.3%	100.1%	101.8%	130.9%	153.0%	113.9%
	2005年度比	-	-	0.0%	6.4%	14.2%	17.5%	5.0%	0.7%	-1.3%	-0.5%	13.8%	24.7%	5.5%

※1990年度=『京都議定書』の基準年度

2005年度=『掛川市地球温暖化対策地域推進計画』の基準年度

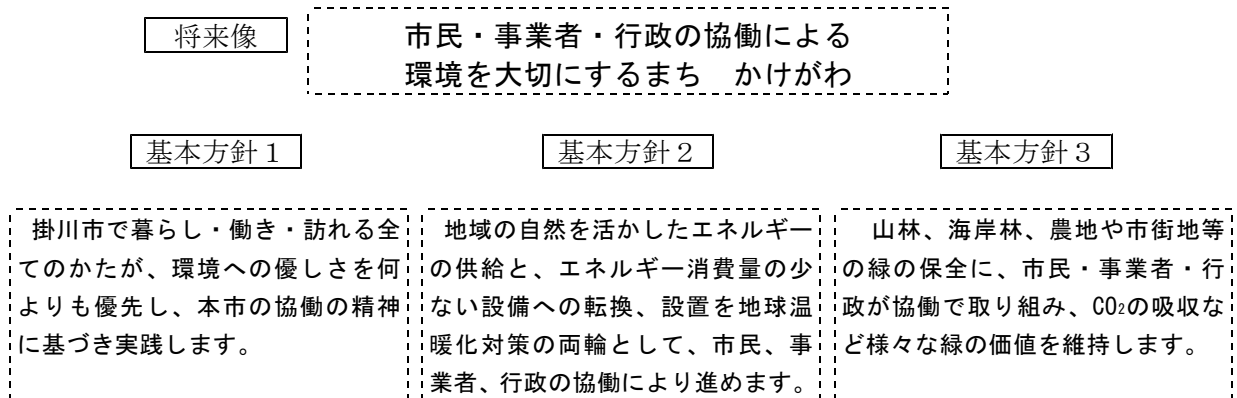
2012年度=『掛川市地球温暖化対策地域推進計画』の目標年度

3 リーディングプロジェクトの推進

リーディングプロジェクトは、その内容全てが、基本方針が示す本市のあるべき姿を協働で実現していく重要な役割を果たします。また、温室効果ガス排出量を達成するために、主体ごとに実施すべき取り組みを相互に関連付け、取り組みの実施を牽引する役割を担います。このため、各主体が個々の施策を協働で取り組むための仕組みを示すことも求められます。

このように明確にリーディングプロジェクトの役割や管理方法を示すことで、本計画の実効性を高めます。以下にリーディングプロジェクトの体系を示します。

対策・施策の構成



基本方針を実現するためのリーディングプロジェクト	CO ₂ 削減目標 (t-CO ₂ /年)
重点施策 1 「地域の資源を温暖化対策に活かすための施策」	
【1】 かけがわ スマートコミュニティ プロジェクト	
【2】 かけがわ「太陽と風」と「市民と企業」の力プロジェクト	56,400 (太陽光8,500+風力47,900)
【3】 いのちを守る「希望の森づくり」プロジェクト	※1
【4】 かけがわ 緑の保全 プロジェクト	35,400 ※2
重点施策 2 「省エネルギー・省資源を推進するための施策」	
【5】 協働で広げよう「かけがわ地球家族」の環プロジェクト	78,200 (家庭33,600+自動車44,600)
【6】 かけがわ ごみ減量大作戦 STEP 3	400
【7】 かけがわ 事業所エコ プロジェクト	29,000
【8】 かけがわ STOP温暖化パートナーシップ協定	151,400
重点施策 3 「他の施策の効果をより大きく発揮させる施策」	
【9】 かけがわ 産・学・官・民 協働楽習 プロジェクト	※1
【10】 かけがわ いいこと還元 プロジェクト	※1
各施策による削減量計(重複計上除く)	350,800

※1 プロジェクトの性格上、目標は設定しない

※2 排出したCO₂の吸収効果であり、排出量を削減する効果ではない。

4 各種事業の概要

(1) 事業者とのパートナーシップ協定事業（平成27年3月末現在）*

①「かけがわSTOP温暖化パートナーシップ協定」の締結

企業・事業所の先進的・自主的な取り組みを公共的価値があるものとして位置づけ、これらを市の地球温暖化対策の中に位置づけるとともに、企業・事業所による環境マネジメント活動の促進、法令等の遵守促進と市への情報提供、地域の環境活動への参加等の促進を図るものである。

②「かけがわSTOP温暖化 創エネ推進パートナーシップ協定」の締結

太陽光発電施設の販売、施工、メンテナンス等を行う事業者を対象として、太陽光発電施設に関する情報を求める市民に対し無償で提供し、自然エネルギーの創出を狙いとす協定を締結し、太陽光発電施設の普及促進を図るとともに、市域のCO2削減に繋げることを目指す。

③「かけがわSTOP温暖化 省エネ推進パートナーシップ協定」

掛川市内で生産されているLED照明の普及促進、製品の地産地消や省エネ推進として、家庭、自治会、事業者へのLED照明の普及促進を図るとともに、市域のCO2削減に繋げることを目指す。

(2) 緑のエコカーテン事業の推進（市内全域における取り組み）

アサガオ、ゴーヤなどツル性の植物を、建物の日の当たる場所に育て、夏場の室温上昇を抑制するとともに、エアコン等の電気使用量を減らし、温暖化対策を行う。

事業のPRも兼ねて、市役所庁舎北側壁面に「緑のエコカーテン」を設置した。

写真コンテストを開催し、環境を考える市民の集いで作品展示と表彰式を行った。

(3) 事業所としての掛川市役所の環境配慮活動 ～市庁舎からの行動発信～

① 目的

平成20年3月末に掛川市は、「地球温暖化対策地域推進計画」を静岡市と共に、県内の自治体でははじめて策定しました。

この計画をマイバッグ運動のように市民や事業者へ浸透させるために、市役所が市内の一事業者の立場として、環境配慮活動を通して市民、事業者へ行動で呼びかけることが必要であると考え、「市庁舎からの行動発信」として自主的に実践しています。

② 取り組みの内容

(ア) 環境マネジメントシステムの運用開始及びISO14001認証取得

・平成16年2月2日から運用開始、7月30日に市役所本庁舎及び南館を登録範囲としてISO14001の認証を取得。

・コピー用紙、電気、ガス、水道の使用量削減や、ごみ減量など環境負荷を減らす活動に加え、緑化や環境学習の推進やマイバッグ運動に代表される環境保全業務など、市役所

の事務事業全般において環境配慮活動を推進している。

→詳細は、第3章を参照

(イ) 職員一斉「ノーカー通勤デー」の実施

- ・平成20年6月から、毎月第3水曜日を「ノーカー通勤デー」と定め、通勤時に自家用車の使用を減らし、CO₂の排出量を低減することを目的として実施。
- ・ノーカー通勤の方法は、(1)徒歩、自転車による通勤、(2)公共交通機関を利用した通勤、(3)通常使用している自家用車より排気量の少ない車輌による通勤、(4)相乗りでの通勤のいずれかによる。

(ウ) 緑のエコカーテン事業の実施

- ・「緑のエコカーテン事業」とは、夏場の空調効率を上げて省エネを進めるために、朝顔やゴーヤ等のツル性の植物を活用し、建物に日陰をつくることや蒸散作用で室内や周囲の気温を押さえ、エアコンの使用削減、省エネの推進に繋がります。
- ・市役所本庁舎、大東・大須賀両支所、環境啓発のイベント等にて種子を配布しました。
- ・エコカーテン写真コンテストを実施しました。

(4) 再生可能エネルギーの導入推進事業

① 市有地及び公共施設屋根貸し太陽光発電事業

(ア) 経過と目的

東日本大震災以降の原発稼働停止による電力需給のひっ迫により、掛川市は平成21年度中部電力発受電量に占める原子力割合約11%分を、節電や太陽光・風力・小水力発電の創エネルギーにより生み出すことを目指し、創エネルギーへの推進と再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度を利用した市有地及び公共施設の屋根貸しによる太陽光発電施設設置を実施するもので、公共施設の有効利用、再生可能エネルギーの利用促進、災害時などの停電対応、スマートシティ創造に向けた取り組みを図ることを目的とする。

② NPO法人おひさまとまちづくり

(ア) 経過と目的

任意団体「太陽と風、市民・企業のカプロジェクト」の研究により、地域住民に安心な設備を安価で提供できる「太陽光発電のかけがわモデル」を創出し、50基に限定して普及のための社会実験を行ってきた成果を活かして、全市的に普及を促進していくため、平成25年6月に「NPO法人おひさまとまちづくり」を設立した。

(イ) 事業内容

- ・新エネルギー、省エネルギー、スマートコミュニティ等についての相談、教育、調査、研究、普及・啓発。
- ・地域社会のスマートコミュニティ化の促進による、温室効果ガス排出量の減少や地域経済の持続的な発展に寄与する。

③ 地域協働経済支援買物券交付事業（新エネルギー機器等設置支援事業）★

(ア) 事業内容

掛川市内にある自己居住用住宅へ、太陽光発電施設や太陽熱温水器を設置した市民を対象に、パートナーシップ買物券（市内商店等約600店で利用可能、有効期間6ヶ月）により助成する。

(イ) 事業開始 平成25年4月

第5章 自然環境

1 掛川市の自然環境の概要

(1) 植生

① 掛川市の植生現況

掛川市の緑被率（樹林地、草地、農耕地等の何らかの緑で覆われた地域の割合）は、市全域の75.0%に達しています。区域別に見ると掛川区域では森林の割合が高く、大東・大須賀区域では森林と農耕地の割合がほぼ均衡しています。小学校区で比較すると、緑被率は市域の北部や南部では高く、J R掛川駅周辺の市街地では低くなっています。

また、森林が市全域の43%を占めておりますが、静岡県の64%、全国の67%（林野庁調べ）と比較すると低くなっています。森林の植生状況はスギ・ヒノキの人工林が森林の64%を占め、地域の潜在自然植生に近い自然林は森林の僅か0.02%です。

② 植生区分ごとの現況

(ア) 自然林

原生林（過去において一度も人間による破壊を受けていない林）はないものの、伐採の後、天然更新がされ、林齢が古く、地域の潜在自然植生に近いシイ、タブ、カシ等の自然林は、原泉の大尾山や八高山と曾我・上内田・土方の小笠山、日坂の粟ヶ岳の阿波々神社等にありますが、その割合は市内の植生の0.01%とごく僅かです。

(イ) 二次林

アカマツ林やコナラ・シイ等の広葉樹や竹林等からなる二次林は、市内の植生の18.5%を占め、地域的には原泉や倉真等の森林地帯より、曾我や大東、大淵、横須賀等の小笠山周辺と遠州灘海岸に防風林として多く残っています。

これらの地域の森林はかつて住宅の裏山として、薪炭を採集したマツ林であったと考えられますが、マツ林は、マツノザイセンチュウによるマツ枯れで、コナラ・シイ等の広葉樹の林に変わってきており、現在は極めて少ない面積で点在するのみとなっています。

(ウ) 人工林

スギやヒノキを植林した人工林は、市内の植生の44.9%を占めています。

また森林の中で人工林が占める割合を示す人工林比率は70.7%と高く、静岡県の57%、全国の41%（林野庁調べ）を大きく上回っています。

掛川区域では人工林の割合が73.9%と極めて高く、大東・大須賀区域でも人工林は森林全体の1/2を占めていますが、掛川区域と比べると二次林の割合が高くなっています。

市内で人工林の割合の高い地域は、原泉（84.3%）、桜木（82.7%）、倉真（79.9%）等の小学校区で、大東・大須賀区域では、土方、佐東、大淵、横須賀で人口林率が高かったが、いずれも60%台でした。

(エ) 草地

ススキやササからなる草地は、茶園の敷き草採取のための茶草場として維持されています。掛川区域では、粟ヶ岳周辺の東山、倉真に多く見られ、日坂や原泉、原田等にも存在します。面積は68.7haと狭いですが、キキョウやハルリンドウ等、草地特有の植生を有するため貴重

な自然環境となっています。

一方、大東・大須賀区域の草地は、河川の高敷堤防内や遠州灘海岸の防風林の後背湿地を埋め立てた後にできた草地です。河口や海岸部の林の後背地にあった湿地には多くの貴重な植物が生育していましたが、現在は埋め立てられ、工場、公共施設の建設や農地造成により、その多くが消失しました。

(オ) 耕地

掛川市における耕地の割合は、市全域では25.4%を占めており、掛川区域では22.6%と低く、大東区域では34.7%、大須賀区域28.1%と高くなっています。

小学校区では、和田岡61.2%、千浜42.5%、佐東37.8%、上内田37.1%、中35.2%が高くなっています。

全体の利用状況は、茶園や果樹園、野菜畑などの畑が63.2%を占め、水田の35.8%より高くなっており、地域別では、掛川・大須賀区域は水田に比べ畑の比率が高く、大東区域は水田の比率が高くなっています。

(カ) 公園内等の植栽地

植栽がされている公園面積は、市全域でも0.29haと極めて少なく、住宅地の多い第一小学校区ではごく僅かしかありません。

(キ) 海岸

遠州灘海岸は砂浜で、砂浜特有の植生を有しアカウミガメの産卵場となっています。近年、海面の上昇やダムによる土砂の流出減少等による砂浜の浸食が起こりつつあります。

また、海岸の防風林であるマツ林では、飛砂によるマツ林の埋没やマツノザイセンチュウによるマツ枯れが進んでいます。

(2) 鳥獣保護区の位置

掛川市内には、鳥獣保護及び狩猟に関する法律で指定されている鳥獣保護区は全3か所、銃猟禁止区域は全11か所、狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)捕獲禁止区域は全2か所あります。

掛川市の鳥獣保護区

名 称	面積(ha)	期 限
大代鳥獣保護区 (含む島田市)	1,059	H35. 10. 31
遠州灘鳥獣保護区 (含む御前崎市、袋井市、磐田市)	5,261	H34. 10. 31
小笠山鳥獣保護区 (含む袋井市)	2,536	H32. 10. 31
計	8,856	(10年更新)

掛川市の銃猟禁止区域

名 称	面積(ha)	期 限
大坂地区銃猟禁止区域	219	H33. 10. 31
飛鳥銃猟禁止区域	551	H27. 10. 31
大淵地区銃猟禁止区域	91	H35. 10. 31
幡鎌銃猟禁止区域	115	H28. 10. 31
西大谷ダム公園銃猟禁止区域	51	H29. 10. 31
西田町南部銃猟禁止区域	30	H29. 10. 31
逆川銃猟禁止区域	336	H29. 10. 31

東山口銃猟禁止区域	346	H30. 10. 31
倉真銃猟禁止区域	131	H30. 10. 31
土方銃猟禁止区域	125	H30. 10. 31
国包銃猟禁止区域	34	H30. 10. 31
計	2, 029	(10年更新)

掛川市の狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)捕獲禁止区域

名 称	面積(ha)	期 限
桜木上垂木狩猟鳥獣捕獲禁止区域	1, 090	H27. 10. 31
東山口狩猟鳥獣捕獲禁止区域	1, 350	H29. 10. 31
計	2, 440	(3年更新)

(3) 県立自然公園

県立自然公園は県の風景を代表する傑出した自然の風景地ということで、静岡県立自然公園条例により県内4区域を静岡県知事が指定しており、掛川市には、御前崎遠州灘県立自然公園として下記の地区が指定されています。静岡県立自然公園条例により、県立自然公園特別地域内では下記の動植物の捕獲や採取等が規制されています。

① 掛川市内の御前崎遠州灘県立自然公園の状況

名 称	面積(ha)	備 考
遠州灘海岸地区	401. 7	第2種特別地域 (20ha分は第3種)
高天神地区	46. 0	第2種特別地域
大浜公園地区	30. 1	第3種特別地域

※県立自然公園特別地域…県立自然公園は、特別地域と普通地域があり、特別地域の中には、風致の維持や農林業との調整の必要性などにより第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域に分類されている。

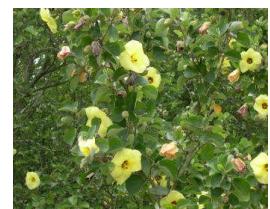
第1種…風致を維持する必要性が最も高く現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第2種…第1種及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動について努めて調整を図ることが必要な地域。

第3種…特別地域のうちでは、風致を維持する必要性が比較的低い地域であって特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域。

② 御前崎遠州灘県立自然公園特別地域で捕獲や採取等を規制する動植物

種 類	種 名
動 物	カジカガエルほか(全3科 3種)
植 物	ハマボウほか (全64科166種)



ハマボウ

(4) 動植物の分布状況

① 植物

掛川市では、今まで185科1712種58変種70品種の植物が記録されています。

それらのうち希少な植物としては、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 植物I」(環境庁 2000)及び「まもりたい静岡県の野生生物 植物編」(静岡県 平成16年)に記載された

種のうちの100種が記録されています。中でもチャボハナヤスリやフサタヌキモ等は、ごく近い将来における絶滅の危険が極めて高いとされる絶滅危惧 I A類です。静岡県においては掛川市のみで生育が確認されたスジヒトツバ等の希少な植物も記録されています。それらのうち、本調査で生育が確認できた希少な植物は27種でした。

また、掛川市の天然記念物は、静岡県指定天然記念物が6件、掛川市指定の天然記念物は17件指定されています。

掛川市の県指定天然記念物

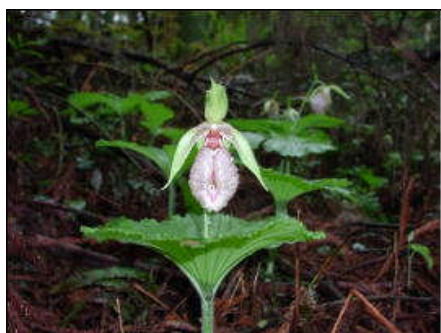
No.	名 称	指定年月日	所在地	所有者
1	大尾山 鳥居スギ	昭和33年4月15日	居尻	顕光寺
2	峯貝戸の大クワ	昭和33年10月30日	東山	個人
3	伊達方の大ヒイラギ	昭和46年8月3日	伊達方	個人
4	本勝寺ナギ・マキの門	昭和49年4月18日	川久保	本勝寺
5	中新井池のオニバス	昭和58年2月25日	大淵	掛川市
6	阿波々神社の社叢	平成21年11月20日	初馬	阿波々神社

掛川市の市指定天然記念物

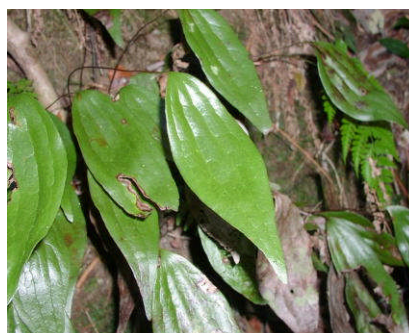
No.	名 称	指定年月日	所在地	所有者
1	興禅庵マキの自然門	昭和50年8月15日	岩滑	興禅庵
2	事任八幡宮の大スギ	昭和55年8月20日	八坂	事任八幡宮
3	垂木の大スギ	昭和55年8月20日	上垂木	六所神社
4	高天神追手門跡スギ	平成2年4月6日	上土方嶺向	高天神社
5	小笠神社参道スギ	平成2年4月6日	入山瀬	小笠神社
6	今龍寺イヌマキ2本	平成2年4月6日	今滝	今龍寺
7	今龍寺ソテツ2本	平成2年4月6日	今滝	今龍寺
8	春日神社クスノキ	平成2年4月6日	中方	春日神社
9	満勝寺イチョウ	平成2年4月6日	中	満勝寺
10	永福寺イヌマキ	平成3年5月13日	千浜	永福寺
11	本勝寺カヤ2本	平成3年5月13日	川久保	本勝寺
12	事任八幡宮のクスノキ	平成12年2月24日	八坂	事任八幡宮
13	居尻のイヌノキ	平成12年2月24日	居尻	個人
14	松葉のカヤ	平成12年2月24日	倉真	個人
15	久居島のリンボク	平成15年3月26日	久居島	個人
16	如意庵のソテツ	平成16年1月28日	西大淵	龍眠寺
17	秋葉路のモッコク	平成16年3月22日	秋葉路	秋葉路区

掛川市において本調査で生育が確認された希少植物(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数	
1	スジヒトツバ	絶滅危惧ⅠB類	—	2	
2	フジタイゲキ		絶滅危惧Ⅱ類	1	
3	ミズニラ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	1	
4	オニバス		絶滅危惧Ⅱ類	3	
5	カギガタアオイ		絶滅危惧ⅠB類	3	
6	オオヤマツツジ		—	1	
7	ガガブタ		準絶滅危惧	1	
8	トラノオスズカケ		—	4	
9	キキョウ		絶滅危惧Ⅱ類	3	
10	ヒメヒゴタイ		絶滅危惧Ⅱ類	1	
11	タカサゴソウ		絶滅危惧Ⅱ類	1	
12	クマガイソウ		絶滅危惧Ⅱ類	4	
13	ハルザキヤツシロラン		絶滅危惧Ⅱ類	1	
14	ナギラン		絶滅危惧Ⅱ類	2	
15	フウラン		絶滅危惧Ⅱ類	1	
16	タコノアシ		準絶滅危惧	準絶滅危惧	1
17	ミズマツバ			絶滅危惧Ⅱ類	1
18	クサナギオゴケ	絶滅危惧Ⅱ類		2	
19	タチキランソウ	準絶滅危惧		2	
20	クロヤツシロラン	—		9	
21	ウスギムヨウラン	準絶滅危惧		5	
22	キンラン	絶滅危惧Ⅱ類		8	
23	シラン	準絶滅危惧		3	
24	エビネ	準絶滅危惧		7	
25	セッコク	—		3	
26	エダウチホングウシダ	要注目種 (N-Ⅲ)	—	1	
27	アケボノシュスラン		—	2	



クマガイソウ



スジヒトツバ

② 鳥類

掛川市における鳥類は、18目53科204種、外来種2目3科3種が記録されています。

それらのうち希少な鳥類としては、「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律」（平成4年6月）において国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、イヌワシ、ハヤブサの3種や、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 鳥類」（環境省 2002）及び「まもりたい静岡県の野生生物 動物編」（静岡県 平成16年）に記載されている種のうちの55種が記録されています。そのうち、本調査で生息が確認できた希少鳥類は27種でした。



コアジサシ



サンバ

掛川市において本調査で生息が確認された希少鳥類(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	ヨシゴイ	絶滅危惧 I B 類	準絶滅危惧	2
2	ミゾゴイ		絶滅危惧 II 類	5
3	コアジサシ		絶滅危惧 II 類	1
4	アカショウビン		—	2
5	サンショウクイ		絶滅危惧 II 類	4
6	ハチクマ	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧	4
7	オオタカ		準絶滅危惧	10
8	ハイタカ		準絶滅危惧	2
9	サンバ		絶滅危惧 II 類	16
10	クマタカ		絶滅危惧 I B 類	6
11	ハヤブサ		絶滅危惧 II 類	1
12	タマシギ		絶滅危惧 II 類	1
13	シロチドリ		絶滅危惧 II 類	3
14	タカブシギ		絶滅危惧 II 類	2
15	ホウロクシギ		絶滅危惧 II 類	1
16	アオバズク		—	1
17	コサメビタキ		—	1
18	ヤマドリ		準絶滅危惧	—
19	タゲリ	—		1
20	フクロウ	—		1
21	アリスイ	—		1

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
22	コシアカツバメ	準絶滅危惧	—	2
23	サンコウチョウ		—	13
24	ミヤマホオジロ		—	1
25	ヤマシギ	情報不足	—	1
26	ノビタキ	要注目種 (N-Ⅱ)	—	2
27	ミサゴ	要注目種 (N-Ⅲ)	準絶滅危惧	2

③ 魚類

掛川市では、12目28科73種の魚類が記録されています。

それらのうち希少な魚類としては、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 汽水・淡水魚類」(環境省 2003) 及び「まもりたい静岡県の野生生物」(静岡県 平成16年)に記載された種のうちの10種が記録されています。そのうち、本調査で生息が確認できた希少な魚類は3種でした。

掛川市において本調査で生息が確認された希少魚類(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	ホトケドジョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	12
2	メダカ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	48
3	カワムツ	要注目種 (N-Ⅱ)	—	36



ホトケドジョウ

④ 両生・爬虫類

爬虫類は2目8科16種、両生類では2目5科12種が記録されています。それらのうち希少な種としては、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 爬虫類・両生類」(環境省 2000) 及び「まもりたい静岡県の野生生物」(静岡県 平成16年)に記載された種のうち爬虫類 6種、両生類 5種が記録されており、なかでもアカウミガメは遠州灘の海岸侵食や砂浜への車の乗り入れ等により産卵場の環境悪化が危惧されています。本調査で生息が確認できた希少な爬虫類は3種、希少な両生類は5種でした。



アカウミガメ

掛川市において本調査で生息が確認された希少爬虫類(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	アカウミガメ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類	1
2	ニホントカゲ	要注目種(N-Ⅱ)	—	9
3	クサガメ	要注目種(N-Ⅲ)	—	2

掛川市において本調査で生息が確認された希少両生類(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	ニホンアカガエル	絶滅危惧Ⅱ類	—	10
2	モリアオガエル	準絶滅危惧	—	3
3	カジカガエル		—	5
4	アズマヒキガエル	要注目種(N-Ⅲ)	—	20
5	トノサマガエル		準絶滅危惧	35

⑤ 哺乳類

哺乳類は6目12科23種の確認記録があります。

それらのうち希少な種としては、「まもりたい静岡県の野生生物」(静岡県 平成16年)において準絶滅危惧種とされた種が2種、静岡県において自然保護上注目すべき種として部会注目種とされた種が1種記録されています。本調査で生息が確認できた希少な哺乳類は3種でした。

また、近年北部山間部で確認情報が多いニホンカモシカは、文化財保護法による天然記念物に指定されています。

掛川市において本調査で生息が確認された希少哺乳類(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	ムササビ	準絶滅危惧	—	1
2	カヤネズミ		—	3
3	ニホンリス	要注目種(N-Ⅲ)	—	1

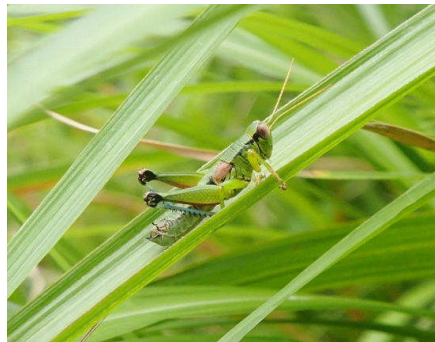
⑥ 昆虫

昆虫は掛川市全域にわたっての調査は行なわれていませんが、小笠山や菊川等の調査では10目167科1163種が記録されています。

それらのうち希少な種としては、環境省レッドリスト及び「まもりたい静岡県の野生生物」(静岡県 平成16年)に記載された種のうち8種が記録されています。中でもカケガワフキバツタは、その学名(Parapodisma Awagatakensis Ishikawa 1998)に粟ヶ岳という名が付き粟ヶ岳の草地で採集された個体が基準標本となっています。本調査で生息が確認できた希少な昆虫は3種でした。

掛川市において本調査で生息が確認された希少昆虫(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	カケガワフキバッタ	準絶滅危惧	—	1
2	ヘイケボタル		—	1
3	コオイムシ	要注目種 (N-III)	準絶滅危惧	1



カケガワフキバッタ

⑦ 淡水貝類

掛川市における淡水貝類の正式な記録はありませんが、聞き取り調査などから得た資料により掛川市で生息の記録がある希少な淡水貝類としては、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 陸・淡水産貝類」(環境省 2003) 及び「まもりたい静岡県の野生生物」(静岡県平成16年)に記載された種のうち3種です。本調査で生息が確認できた希少な淡水貝類は3種でした。

掛川市において本調査で生息が確認された希少淡水貝類(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	マルタニシ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	3
2	モノアラガイ		準絶滅危惧	3
3	カラスガイ	—	準絶滅危惧	1

2 指定希少野生動植物種及び保護地区の指定について

(1) 指定希少野生動植物種の指定

① 指定希少野生動植物種

- (ア) 特に保護が必要な希少野生動植物を指定希少野生動植物種として指定。
- (イ) 指定種の捕獲等（捕獲、採取、殺傷又は損傷）は、原則禁止。
- (ウ) 指定種の指定は、あらかじめ自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

② 指定希少野生動植物種の選定方針

県内において生息・生育が希少な種であり、市内における生息・生育状況が人為の影響により存続に支障を来す事情があると判断される種で、以下のいずれかに該当するものを選定した。

- ・ 個体数が著しく少ない。
- ・ 個体数が著しく減少しつつある。
- ・ 主要な生息・生育地が消滅しつつある。
- ・ 生息・生育環境が著しく悪化しつつある。
- ・ 過度な捕獲・採取圧がある。

③ 指定希少野生動植物種

審議会として、以下の15種を選定した。

植物：7種、鳥類：5種、魚類：1種、昆虫：1種、は虫類：1種

	番号	種名	県カテゴリー	国カテゴリー	市内 確認 地点数	選定理由
植物	1	スジヒトツバ	絶滅危惧ⅠB類	—	2	①② ④⑤
	2	フジタイゲキ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類	1	①②③④
	3	オニバス	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	3	①②③④
	4	キキョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	2	②③④⑤
	5	クマガイソウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	4	②③④⑤
	6	ナギラン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	3	①②③ ⑤
	7	タカサゴシダ	要注目種(N-Ⅱ)	—	1	①②③
鳥類	8	ミゾゴイ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類	3	①②③
	9	アカショウビン	絶滅危惧ⅠB類	—	2	①②③
	10	オオタカ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	10	①②③④
	11	サンバ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	15	②③④
	12	クマタカ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	6	①②③④
魚類	13	ホトケドジョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	11	②③④⑤
昆虫	14	カケガワフキバツタ	準絶滅危惧	—	1	②③④
は虫類	15	アカウミガメ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類	1	②③④⑤

※ 選定理由の番号はこの選定方針に基づく。■は特に影響が大きいもの。

(2) 保護地区指定

① 自然環境の保全に関する条例の保護地区について

- (ア) 希少野生動植物種の生息・生育が確認されている区域のうち、一体的に保護を図る必要がある区域であって、その分布状況及び生息生育状況等を勘案し重要なものを保護地区として指定する。
- (イ) 保護地区内での行為を事前届出制とし、必要な措置等について助言・指導する。
- (ウ) 保護地区の指定は、あらかじめ自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

② 東山地区栗ヶ岳の指定希少野生動植物種保護地区指定について

(ア) 対象

フジタイゲキ生育地、カケガワフキバツタ生息地

(イ) 現況

- ① 栗ヶ岳中腹のススキ等と同じ場所に生育し、茶畑の下草用の草刈り場となっている。
- ② 毎年秋に茶畑の下草として刈り取りが行われている。

(ウ) 所有者

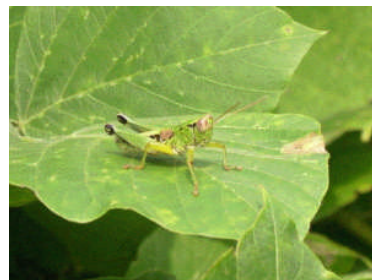
個人(8名)及び東山財産区

(エ) 位置及び面積

栗ヶ岳南斜面の一部 1.8ha



フジタイゲキ



カケガワフキバツタ

③ 板沢地区小笠山の指定希少野生動植物種保護地区指定について

(ア) 対象

スジヒトツバ生育地

(イ) 現況

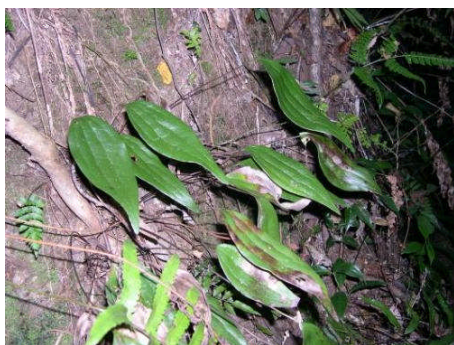
谷間の湿度の高い岩壁に着生して群落をつくって生育する。

(ウ) 所有者

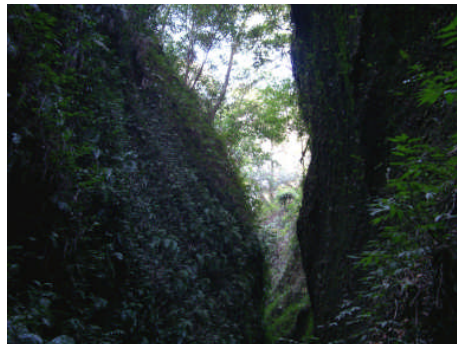
板沢財産区

(エ) 位置及び面積

小笠山の一部 5.25ha



スジヒトツバ



生育地(小笠山)